ワシントン駐在の活動及びOkinawa Prefecture DC Office, Inc.の設立経緯等に関する報告書

令和７年11月14日
沖　　縄　　県

凡例

1　この報告書で使用した略称は、次のとおりである。

略　　称	正式名称（説明）
ワシントン駐在職員	ワシントンD.C.に駐在する職員をいう。
ワシントンＤＣオフィス社	Okinawa Prefecture DC Office, Inc.
調査検証委員会	ワシントン駐在に関する調査検証委員会
百条委員会	ワシントン駐在問題調査特別委員会
駐在等規程	沖縄県職員の駐在等に関する規程
行政組織規則	沖縄県行政組織規則
財務規則	沖縄県財務規則
外国代理人登録法	Foreign Agents Registration Act （略称としてＦＡＲＡを併記する場合がある。）
米国移民局	U.S. Citizenship and Immigration Services （同局は国土安全保障省の一部である。）
警告決議	ワシントン駐在問題に係る違法状態の早期是正を求める警告決議
事務決裁規程	沖縄県事務決裁規程
公有財産規則	沖縄県公有財産規則

2　脚注等で示した参考文献の略称及び正式名称は、次のとおりである。

略　称	著者 正式名称 出版社, 出版年
逐条地方自治法	佐藤文俊『逐条地方自治法』学陽書房, 令和７年
逐条地方公務員法	橋本勇『逐条地方公務員法第６次改訂版』学陽書房, 令和５年

3　「ワシントン駐在」という言葉は、これまで駐在職員を指して用いられることもあったが、本報告書においては、「県が沖縄の基地問題に関する情報収集、情報発信等を担当させるために職員をワシントンD.C.に駐在させること」を指すこととし、駐在職員については、「ワシントン駐在職員」を用いる。ただし、引用部分については、この限りでない。

4　日付については基本的に、その手続等が行われた場所の日付である。

5　米国の首都については、原則としてワシントンD.C.と表記したが、一部、コロンビア特別区と表記した箇所がある（例：コロンビア特別区法典）。

6　米国の連邦法については、米国政府出版局（ＧＰＯ）が運営するウェブサイトであるGovInfo[1]に掲載されているStatute Compilations Updateに即して引用した。

7　米国の移民国籍法や外国代理人登録法における段落の構成は、Section○（○は数字）の下に括弧付の小文字アルファベット、その下がかっこ付の数字、さらにその次

[1] “Statute Compilations” GovInfo website
<https://www.govinfo.gov/app/collection/comps/>

が括弧付の大文字アルファベットとなっている。条文を特定するにあたっては、移民国籍法101(c)(15)(L)のように記載した。

8　合衆国法典については、例えば「22 U.S.C. XXX」のように引用し、この場合は合衆国法典（U.S.C.）の22編§XXXを示す。連邦規則集についても同様に「22 CFR XXX」のように引用し、この場合は連邦規則集（CFR）の22編§XXXを示す。コロンビア特別区法典については、「コロンビア特別区法典第〇編第〇章第〇条」のように引用した。

9　肩書は当時の肩書である。なお、ワシントン駐在職員については、職位が上の者が「所長」、下の者が「副所長」と通称されており、本報告書においても便宜上、通称を用いた箇所がある。

10　日本の弁護士に相当する外国の資格のみを持つ者も含めて「弁護士」と表記している。

11　米国の法令等については、大意を把握するため基地対策課にて仮訳したものである。

12　引用した百条委員会における参考人の答弁は、基地対策課で把握しているものであり、会議録が公表された後で修正する可能性がある。

和暦西暦対照表

西暦	和暦	西暦	和暦
1989年	平成元年	2009年	平成21年
1990年	平成２年	2010年	平成22年
1991年	平成３年	2011年	平成23年
1992年	平成４年	2012年	平成24年
1993年	平成５年	2013年	平成25年
1994年	平成６年	2014年	平成26年
1995年	平成７年	2015年	平成27年
1996年	平成８年	2016年	平成28年
1997年	平成９年	2017年	平成29年
1998年	平成10年	2018年	平成30年
1999年	平成11年	2019年	令和元年（平成31年）
2000年	平成12年	2020年	令和２年
2001年	平成13年	2021年	令和３年
2002年	平成14年	2022年	令和４年
2003年	平成15年	2023年	令和５年
2004年	平成16年	2024年	令和６年
2005年	平成17年	2025年	令和７年
2006年	平成18年		
2007年	平成19年		
2008年	平成20年		

目　次

はじめに.....9
経緯及び本報告書の目的.....9
本報告書の構成.....10
第１編　目的、活動及び成果.....12
第１章　ワシントン駐在の開始に至る経緯と担当事務.....12
第１節　ワシントン駐在の開始に至る経緯.....12
第２節　ワシントン駐在職員の担当事務.....13
第２章　ワシントン駐在職員の活動内容と成果.....13
第１節　ワシントン駐在職員の活動内容.....13
第２節　特徴的な成果.....18
第２編　本報告を行うに当たっての前提となる事実.....20
第１章　行政組織規則等における「駐在」の意味.....20
第２章　委託による活動支援と委託契約の仕組み.....20
第１節　委託による活動支援.....20
第２節　委託先の選定方法.....21
第３節　委託料の精算方法.....21
第３章　ワシントンＤＣオフィス社の設立経緯と役割.....22
第１節　法人を設立した理由及び法人の役割.....22
第２節　日本の株式会社に相当する形態の法人として設立した経緯.....23
第３節　駐在職員とワシントンＤＣオフィス社の関係.....24
第４節　基本的な活動資金の流れ.....25
第４章　関連する米国の法令.....25
第１節　コロンビア特別区事業組織法.....25
第２節　外国代理人登録法（ＦＡＲＡ）.....27

第３節　内国歳入法 28
第４節　移民国籍法 29
第３編　発現したリスクと県が講じた措置 34
第１章　百条委員会の調査事項や監査請求事項等との関係 34
第１節　百条委員会調査事項 34
第２節　監査請求事項 34
第３節　警告決議 34
第４節　調査検証委員会報告書 35
第２章　発現したリスクの概要 36
第１節　事務決裁規程等に基づく文書による意思決定の欠如 36
第２節　法定の手続と認識の欠如 37
第３節　関連して招いた疑念 37
第４節　ワシントン駐在職員の活動停止 38
第３章　県が講じた措置 38
第１節　内部調査 38
第２節　文書による追認 39
第３節　法令に基づく手続の実施 40
第４節　措置状況の公表及び調査検証委員会の設置 40
第４章　百条委員会の調査事項に関する事実関係及び県の考え方 41
第１節　会社を設立するまでの手続について 41
第２節　活動資金の流れ等に関すること 44
第３節　ビザ取得に関すること 52
第４節　駐在職員の身分取扱いについて 55
第５節　公文書に関すること 58
第５章　その他の主要な論点 61
第１節　設立後に是正できなかったことについて 61
第２節　ワシントンＤＣオフィス社に関する議決の要否について 63

第３節　ワシントンＤＣオフィス社の解散・清算について.....69
第４節　非弁行為の可能性について.....70
第５節　ワシントン駐在職員が署名したAgreement.....77
第６節　県に損害を与えた可能性について.....78
第４編　リスク発現の要因と再発防止.....80
第１章　リスク発現の要因.....80
第１節　事前の検討不足.....80
第２節　関係者間のコミュニケーション不足.....80
第３節　関係法令の理解不足.....83
第４節　組織体制の脆弱さ.....83
第５節　意図的に手続を行わなかった可能性の検討.....84
第６節　職員の責任.....85
第２章　再発防止のための教訓.....85
おわりに.....88
付録.....89
Ｑ１　ワシントンＤＣオフィス社はペーパー・カンパニーだったのですか。.....90
Ｑ２　ワシントンＤＣオフィス社の銀行口座名義が不明というのは本当ですか。.....90
Ｑ３　ワシントンＤＣオフィス社のＦＡＲＡ報告の添付資料に知事のサインがあるそうですが、知事は株式会社であることを知っていたのですか。.....91
Ｑ４　アディショナル・ペイドイン・キャピタルとは何ですか。.....91
Ｑ５　贈与や移転価格を含めた税法上の懸念が指摘されていることについて、県はどのように対応しましたか。.....92
Ｑ６　ワシントンＤＣオフィス社のガバナンス及びコンプライアンスの問題が指摘されていることについて、どのように対応しましたか。.92

資料編

１　ワシントンＤＣオフィス社基本定款 ･････････････････････････ 93
２　ワシントンＤＣオフィス社の設立証明書 ･････････････････････ 94
３　ワシントンＤＣオフィス社の設立を追認する文書･･････････････ 95
４　ワシントンＤＣオフィス社解散証書 ･････････････････････････ 101
５　ワシントンＤＣオフィス社の解散証明書 ･････････････････････ 102
６　地方自治法（関係条文のみ） ･････････････････････････････ 103
７　地方公務員法（関係条文のみ） ･･････････････････････････ 107
８　外国代理人登録法（ＦＡＲＡ） ･･････････････････････････ 109
９　令和６年11月25日議員に説明した調査結果 ･･････････････････ 121
10　令和７年２月14日公報に登載した措置状況 ･･････････････････ 124

図表一覧

図表 1　令和６年 10 月から令和７年８月までの主な経緯 11
図表 2　ワシントンコア社との契約額と実績額 22
図表 3　基本的な資金の流れ 25
図表 4　設立手続の流れ 27
図表 5　本報告書の報告事項と百条委員会等の各論点の対応関係 36
図表 6　ワシントンＤＣオフィス社設立までの経緯 42
図表 7　委託料とワシントンＤＣオフィス社の支出の関係 45
図表 8　委託料の実績とワシントンＤＣオフィス社の支出 45
図表 9　清算時の貸借対照表 48
図表 10　設立以降の入出金の内容 49
図表 11　監査で明らかにするよう勧告された入出金の内容 50
図表 12　地方公務員法第 38 条第１項 55
図表 13　ワシントンＤＣオフィス社の設立後の主な経緯 62
図表 14　議会の権限に属する事項を規定した法律及び政令 67
図表 15　清算時の貸借対照表（再掲） 70
図表 16　リスク発現に至った要因 86

はじめに

経緯及び本報告書の目的

沖縄県では平成27年４月から米国の首都、ワシントンD.C.に職員２名を駐在させ、これらのワシントン駐在職員は沖縄の米軍基地に関する情報収集や情報発信、また、沖縄県人会との連携・交流や、県産品販売促進、観光情報の発信などの役割を担って精力的に活動してきた。

一方、現地でワシントン駐在職員が安定的に活動するためには受け皿となる法人が必要だったことから、県は米国の法令に基づき、ワシントンＤＣオフィス社を設立したが、その設立に当たって、庁内の文書による意思決定手続が行われなかった結果、地方自治法に定められている手続等がなされないままとなっていた。

このような問題が令和６年10月に明らかとなったことを受けて、職員による調査を行い、同年12月にワシントンＤＣオフィス社の設立を追認するなどの手続上の整理を行った上で、令和７年１月、玉城デニー知事は外部の弁護士等の専門家からなる調査検証委員会を設置した。同年３月、同委員会から「今一度原点に戻って、日本法及び米国法との適合性も含めて、その方法について十分な検討を行うべきである。」との指摘を受けた。また、令和７年度一般会計当初予算は、議会において、ワシントン駐在活動事業費[2]の全額を予備費[3]に移す形で修正議決され、事実上、活動が継続できなくなった。

これらを踏まえ、令和７年６月、ワシントンＤＣオフィス社を解散し、清算した上で、同月末までにワシントン駐在職員が帰国し、いわゆるワシントン事務所[4]は閉鎖に至った。この間の経緯は図表１（11ページ）のとおりである。

業務の実施に当たって、その前提となる庁内手続の瑕疵により、公務に対する信頼を損ね、ワシントン駐在が継続できなくなったことは、県として重く受け止めなければならない。

この報告書は、今般、ワシントン駐在が活動を停止したことを受けて、そもそもワシントン駐在がどのような目的で開始され、どのように活動してきたのかをまとめた上で、これまでの調査で明らかになった事実に基づいてワシントンＤＣオフィス社の設立に係る問題を整理したものである。

これにより、議会や県民の皆様に問題の全体像を説明するとともに、庁内においては問題が発生した要因や背景を教訓として共有し、今後の一層適切な行政運営に資することを目的としている。

---

[2] ワシントン駐在職員の活動を支援する事業に係る予算

[3] 地方自治法第217条において、「予算外の支出又は予算超過の支出にあてるため、歳入歳出予算に予備費を計上しなければならない。」と規定されており、「予算外の支出」とは、予算に計上されておらず、予見できないものであったが支出不可避なものをいい、「『予算超過の支出』とは、予算計上の金額であっても、なお不足する場合のものをいう」とされている（逐条地方自治法 p. 718.）。

[4] 第２編第１章で報告するように、沖縄県の行政組織として「ワシントン事務所」という組織があるわけではないが、ワシントン駐在職員の活動拠点を指して、ワシントン事務所という呼称が、通称として使用されていた。

引き続き、議会が地方自治法第100条に基づく調査権限を委任した百条委員会による調査や議会本会議における質問等に対し、真摯に対応していく。

本報告書の作成に当たっては、県が設置した調査検証委員会の報告書、議会における議論、監査結果報告書を参考にした。

本報告書の構成

本報告書は第１編、第２編、第３編及び第４編並びに付録及び資料編からなる。

第１編は、「目的、活動及び成果」として、ワシントン駐在の開始に至る経緯、担当事務、これまでの具体的な活動内容と成果を報告する。

第２編は、「本報告を行うに当たっての前提となる事実」として、行政組織規則上の「駐在」の位置付けや、委託契約の仕組み、関連する米国の法令等を報告する。

第３編は、「発現したリスクと県が講じた措置」として、百条委員会の調査事項ごとに、具体的に発現したリスク（問題）の内容と県の考え方を報告する。

第４編は、「リスク発現の要因と再発防止」として、これらのリスクが発現するに至った要因の分析、再発防止のための教訓の整理を報告する。

付録では、本文中では扱っていないものの、議会や調査検証委員会報告書の指摘を踏まえて説明が必要と考えられる事項について、Ｑ＆Ａ形式でまとめている。

資料編としては、ワシントンＤＣオフィス社基本定款（Article of Incorporation)、関係法令等、基礎的な資料を添付している。

（備考）

１　本報告書は、これまでの調査で明らかになった事実に基づいてワシントンＤＣオフィス社の設立に係る問題を整理したものであり、今後、新たな事実が明らかになった場合などは、適切に対応する。

２　本報告書で示した法令の当てはめ、解釈は、県が当事者として問題を整理するために行ったものであり、県がこれらの法令の解釈等について権限を有していることを示すものではない。

図表 1　令和６年10月から令和７年８月までの主な経緯

年月日	内　　容
令和６年10月24日	令和５年度一般会計決算に関する審査（総務企画委員会）
11月１日	令和５年度一般会計決算に関する総括質疑（決算特別委員会）
11月26日	令和５年度一般会計決算の認定に係る議案の否決
同日	監査を求める動議
12月13日	総務企画委員会所管事項調査
12月20日	警告決議、百条委員会の設置
12月26日	監査委員事務局の職員による監査
令和７年１月17日	調査検証委員会の設置
１月31日	百条委員会（執行部に対する質疑）
２月７日	百条委員会（参考人招致）
３月３日	百条委員会（参考人招致）
３月７日	監査委員事務局の職員による監査
３月10日	令和７年度一般会計予算に関する審査（総務企画委員会）
３月14日	百条委員会（参考人招致）
３月18日	令和７年度一般会計予算に関する総括質疑（予算特別委員会）
３月24日	委員監査
同日	百条委員会（参考人招致）
３月27日	百条委員会（参考人招致）
３月28日	調査検証委員会報告書の受領
同日	議会本会議において、ワシントン駐在活動事業費の全額を予備費に移す形で修正議決
４月11日	百条委員会（執行部に対する質疑）
４月28日	株主である県としてワシントンＤＣオフィス社の解散を決定
４月29日	ワシントンＤＣオフィス社取締役会及び株主の合同書面決議により解散を決議
５月20日	百条委員会（参考人招致）
６月３日	監査結果報告書の受領
６月10日	ワシントンＤＣオフィス社のＦＡＲＡ登録を抹消 （抹消の効力は５月31日に遡って発生した）
６月12日	ワシントンＤＣオフィス社の解散証書をコロンビア特別区政府に提出
６月13日	ワシントンＤＣオフィス社の株主書面決議により同社の清算を承認
６月18日	住民による監査請求書の提出
同日	百条委員会（代表監査委員に対する質疑）
７月30日	監査委員は、住民監査請求について、要件を満たさないものとして却下
８月５日	百条委員会（執行部に対する質疑）

第１編　目的、活動及び成果

第１編では、第２編以降でワシントンＤＣオフィス社の設置等を巡る問題を報告する前に、ワシントンＤＣオフィス社を設立した理由であるワシントン駐在の開始に至る経緯とワシントン駐在職員の担当事務、活動と成果を報告する。

第１章　ワシントン駐在の開始に至る経緯と担当事務

第１節　ワシントン駐在の開始に至る経緯

ワシントンD.C.に職員を駐在させること等については、平成27年以前にも、様々な提案や検討が行われていた。

平成３年９月議会においては、県が米国に事務所を設置するための細部の調査を含む調査費350万４千円を含む平成３年度一般会計補正予算（第１号）を提出したところ、議会において、調査費を削除する形で修正議決された[5]。

また、議会においては、議員がワシントンD.C.に県の事務所を設置することが必要であるとの考えを述べた上で、県の見解を問う質問が複数行われている[6]。

平成23年６月議会においては、米国における情報収集拠点についての質問に対し、仲井眞弘多知事が「情報を集め、これを消化してできれば沖縄県の基地問題への改良・改善に役立つような方向というのもあわせてつくり出していきたい。そのために駐在員というのをぜひ置きたい――研究員といいますか――と考えております。これも可能であればなるべく早目に選任して置いていきたいと考えております。」と答弁している[7]。

平成27年４月に始まった県職員の駐在については、平成27年２月議会において、翁長雄志知事が知事提案説明要旨の中で設置を表明した[8]ことが直接の契機となっている。

知事提案説明要旨において翁長知事は、辺野古に新基地はつくらせないということを県政運営の柱にし、普天間飛行場の県外移設を求めること、普天間飛行場の危険性除去は引き続き県政の最重要課題であること等を述べた上で、「米国ワシントンＤＣに駐在員を配置し、情報収集及び情報発信に努めます。」とした。

県は、平成27年３月31日に駐在等規程を改正し、同年４月１日に、参事監（部長級）１名と主幹（班長級）１名の計２名の職員に駐在を命じた。

なお、ワシントン駐在に関する業務については、平成27年度までは知事公室地域安全政策課で所管していたが、同課は平成28年度から知事公室基地対策課に統合され、業務についても基地対策課が所管することとなった。

---

[5] 平成３年第５回沖縄県議会（定例会）会議録 平成３年10月15日 pp. 300-308.

[6] 例えば、平成16年６月議会における國場幸之助議員の一般質問（平成16年第２回沖縄県議会（定例会）会議録 平成16年７月13日 p. 249.）や、平成25年２月議会における糸洲朝則議員の代表質問（平成25年第１回沖縄県議会（定例会）会議録 平成25年３月４日 p. 132.）などがある。

[7] 平成23年第５回沖縄県議会（定例会）会議録 平成23年７月１日 p. 126.

[8] 平成27年第１回沖縄県議会（定例会）会議録 平成27年２月19日 p. 23.

第２節　ワシントン駐在職員の担当事務

平成27年２月議会における一般質問において翁長知事は、「ワシントン駐在員については、私の訪米対応、基地問題に関する情報収集、沖縄の状況などの情報発信を主な役割としております。私の考えや沖縄の状況を正確に米側へ伝え、公約実現、そして沖縄の課題解決に向けて取り組んでまいります。」と答弁しており[9]、その後、同年３月に改正された駐在等規程においては、ワシントン駐在職員の担当事務として「沖縄の基地問題に関連する情報収集、情報発信等に関すること。」と規定された。

なお、基地問題以外にも、関係部局と連携して、北米県人会イベント等への参加など県人会との連携・交流や、沖縄の文化、観光、物産等に関する情報発信も行ってきた。

第２章　ワシントン駐在職員の活動内容と成果

第１節　ワシントン駐在職員の活動内容

ワシントン駐在職員の活動内容は、米国政府関係者や米国連邦議会（以下「連邦議会」という。）関係者等との面談、最新動向の情報収集など多岐にわたっている。

面談の概要や収集した情報は要約し、翻訳した上で、基地対策課を通じて知事に報告しており、こうした報告は令和元年度以降、年間100件を超えていた。

また、面談件数は平成27年度に年間190件だったのが、令和５年度には1,331件と７倍に増加し、令和６年度末までの累計は6,440件となった。

ワシントン駐在職員の活動内容は相互に関連しているが、類型化すると、おおよそ次のとおりとなる。

１　米国政府、連邦議会関係者等との面談

沖縄の基地問題等に関する説明を行い、相手方の沖縄に対する理解を深めるとともに、米国側の考えや情報を収集した。

国務省や国防総省の職員に対しては、米軍関係の事件・事故や基地負担の増加について、沖縄の状況や県の考え方を直接説明した。併せて、地域外交やハワイとの姉妹都市交流、観光・物産に関する情報等を共有し、関係を維持した。

連邦議会関係者については、特に、連邦議会議員補佐官（以下「議員補佐官」という。）との面談を精力的に重ねてきた。国立国会図書館の資料[10]においては、議員補佐官の主な職務内容として、政策目標及び事務所の運営計画の立案・履行、議員立法の立案・政策的立場の構築の補佐などが示されており、元下院議員で現

---

[9] 同上 平成27年３月３日 p.287.

[10] 濱野雄太「欧米主要国の議員秘書制度【第３版】」『調査と情報－ISSUE BRIEF－』第1090号, 2020.3.5, pp.4-5. 〈https://ndlsearch.ndl.go.jp/books/R100000039-I11456945〉による。この資料では「秘書」と訳されている。

在マーキュリー社の役員を務めるVin Weber氏によると、議員補佐官は政策立案に大きな影響力を持ち、議員に単発的に面談するよりも、議員補佐官への継続的な情報提供・関係構築が重要とのことである。

面談を通じて、沖縄におけるＰＦＡＳ汚染の状況や事件・事故の状況等を伝え、国防権限法案の修正案の提出等を働きかけ、また、連邦議会における議論の見通しや関係者の意向等の情報を得た。さらに、議員補佐官とのネットワークを活用して、知事訪米の際には連邦議会議員本人との面談をセットし、知事が沖縄の現状や考え方を直接伝えることができた。

このような取組により、令和２年６月、連邦議会下院軍事委員会即応力小委員会が軟弱地盤等を理由に辺野古新基地建設計画に対する懸念を示したほか、令和６年６月には、下院議員から米国会計検査院（ＧＡＯ）に対し、普天間飛行場代替施設[11]建設事業の実現可能性等について調査を求める書簡が送付された。また、令和６年５月には、沖縄のＰＦＡＳ汚染を念頭においた国防権限法案の修正案の提出につながった。

国防権限法は、国防関係の活動に対する歳出予算法の立法を授権し、予算の上限や指標を示し、予算の使用目的や使用額の制限等も規定するものであり、国防省の組織や機構の改編、教育・研修、軍事司法等に関する条項などが置かれるほか、新規の政策の進捗状況等について、国防長官等が連邦議会の関係委員会に対して一定の期限を定めて報告する義務などが規定されている[12]。このため、沖縄の基地問題解決に資する条項を追加するなどの提案がなされることは、大きな意義がある。

また、連邦議会調査局（ＣＲＳ）の研究員とも面談を重ねてきた。ＣＲＳは上下両院の議員に対して政策及び立法上の分析を提供している。その分析は、高い信頼性があるものとして知られており[13]、広く連邦議会関係者に沖縄の正確な情報を伝え理解を得る上で、ＣＲＳとの関係構築は重要な意義を有している。

ＣＲＳが2016年に発行した日米同盟に関する報告書[14]では、国土面積の１パーセントに満たない沖縄県に在日米軍が使用する施設の40パーセント以上が所在している旨が記述されていたが、2019年６月に更新された報告書では、国土面積の１パーセントに満たない沖縄県に米軍専用施設の70パーセント以上が所在している旨の記述に改められている。

---

[11] 書簡において“the Futenma Replacement Facility”と表現されているため、ここでは「普天間飛行場代替施設」と訳した。

[12] 廣瀬淳子「2018会計年度国防授権法とアメリカの国防政策」『レファレンス』809号, 2018.6, pp.3-4.<https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11106294_po_080901.pdf?contentNo=1>

[13] “About the Congressional Research Service” Constitution Annotated Website <https://constitution.congress.gov/about/congressional-research-service/>

[14] Emma Chanlett-Avery, Caitlin Campbell, “The U.S.-Japan Alliance” *CRS REPORT*, RL33740, 2019.6.13 <https://www.congress.gov/crs-product/RL33740> なお、日米同盟（The U.S.-Japan Alliance）というタイトルでの報告書の発行は、本報告書作成時点で2019年６月が最新とみられる。

さらに、ＣＲＳが別に発行している日米関係に関する報告書においても、2025年３月更新版までは「在日米軍が使用する全施設の25パーセントが国土面積の１パーセントに満たない沖縄に所在している」旨が記述されていたが、本報告書作成時点の最新版（2025年９月更新版）[15]においては「国土面積の１パーセントに満たない沖縄に、在日米軍に使用される施設・区域の約70パーセントと在日米軍の人員の約半数が所在している」旨の記述に改められている。

知事が訪米してＣＲＳの研究員と面談した際には、先方から沖縄県のワシントン駐在職員について、「いつも沖縄に関する情報を提供してもらっており、非常によい関係性を構築できている」との発言もあった。

２　シンクタンク、大学等とのネットワーク構築

米国においては、シンクタンクが政策形成過程で果たす役割が大きく、第５の権力とも呼ばれる[16]。ワシントン駐在職員は、様々な機会を活用して、ハドソン研究所、クインシー研究所、戦略国際問題研究所（ＣＳＩＳ）、ランド研究所など有力なシンクタンクの幹部や研究員と面談を行った。面談を契機として、沖縄の情報を継続的に提供し、さらに知事が訪米する際の面談やシンポジウムの開催等につなげてきた。

また、大学教授等の有識者や国連関係者とも面談を行い、アメリカン大学のピーター・カズニック教授や中満泉国連事務次長など、沖縄への招へいに至った方々もいる。

米国内の様々な考え方を知り対話を続けることは、いわゆるトラック２[17]にもつながるものであり、よりよい方向性を見出す上で重要な活動である。

３　最新動向、関連情報の収集

米国政府、連邦議会、調査研究機関等の公表資料や現地報道に加え、連邦議会委員会の視聴、安全保障関係のシンポジウムへの出席等を通じて、沖縄の基地問題に関連する情報の収集・整理を行った。

特に、連邦議会委員会の情報は、連邦議会議員の関心事項を把握する上で有用であり、知事が訪米して面談する際、その関心事項に沿う形で沖縄の基地問題を伝えることができた。

例えば令和６年には、下院監視・説明責任委員会所属のグレン・グロスマン下院議員（共和党）が、同委員会においてオスプレイの安全性について議論をリー

---

[15] Mark E. Manyin, Cathleen D. Cimino-Isaacs, Kyla H. Kitamura, Daniel J. Longo “U.S.-Japan Relations” *CRS REPORT*, IF10199, 2025.9.29 <https://www.congress.gov/crs-product/IF10199>

[16] 横江公美『アメリカのシンクタンク　第五の権力の実相』ミネルヴァ書房, 2008, p.59

[17] 国際問題に関する民間有識者間の意見交換のこと。政府間協議をトラック1協議と呼ぶことがあるのに対し、トラック2協議と呼ばれる。外務省『外交青書2012』p.281.

ドし、国防総省に対しオスプレイの性能やパイロットの訓練の問題などに関する報告書の提出を求めていることを把握した上で、知事との面談を設定した。知事が普天間飛行場の現状やオスプレイの運用状況について詳しく説明し、同議員からは、報告書の早期提出を求めたいとの発言があり、引き続き連携して取り組んでいくことを確認することができた。

４　知事訪米の対応

平成27年４月の駐在開始以降、ワシントン駐在職員は、計８回の知事訪米に対応した。

平成28年５月の翁長知事の訪米においては、12名の連邦議会議員やモンデール元副大統領との面談、沖縄に精通する８名の有識者との会議を開催し、辺野古新基地建設問題を巡り、裁判や和解等によって埋立て工事が中止されている状況を説明したところ、一定の理解を得ることができた。

平成30年３月の翁長知事の訪米に際しては、「変わりゆく東アジアの安全保障情勢と沖縄―在日米軍の在り方の再考―」をテーマに、ウィリアム　J・ペリー元国防長官を招いてシンポジウムを開催した。

直近の令和６年９月の訪米においても、日頃から培ってきた人脈を活用し、連邦議会議員や有識者等との面談に当たっての候補者のリストアップやアポイントメントの取付け、共和党系シンクタンクであるハドソン研究所での講演、民主党のプログレッシブ議員連盟定例会でのスピーチ、議員補佐官を集めたブリーフィングといった新たな取組の実現など、大きな役割を果たした。また、米国政府関係者、有識者、沖縄とゆかりのある方々など100名以上を集めた県主催による沖縄ナイトや、ワシントンＤＣ沖縄会及びニューヨーク沖縄県人会との懇親会において、知事が多くの方々と交流し、ネットワークを強化する機会を創出した。

５　セミナーやシンポジウムの開催

令和３年３月、連邦議会関係者、米国政府関係者、有識者等を対象に、辺野古新基地建設の技術的課題に関する正確な情報を発信することにより、辺野古新基地建設計画の見直しに向けた米国内の議論を促すことを目的に、ワシントン駐在職員の主催で講演会（ウェビナー）を開催した。

ウェビナーでは、活断層の問題、軟弱地盤の堆積状況、軟弱地盤に関する地盤調査、軟弱地盤の改良方法、設計における問題点等について、地盤工学が専門の大学准教授が技術的な視点で安全上の問題について解説した。

令和４年１月には、ジョンズ・ホプキンス大学高等国際問題研究大学院（ＳＡＩＳ）[18]主催で普天間飛行場をテーマとしたウェビナーが開催され、玉城知事も登壇した。

---

[18] ワシントンD.C.に本拠を構える国際関係学/国際経済学に特化した大学院で、国際関係学の分野で世界トップクラスの大学院である。

また、米国の若い世代に沖縄への関心を持ってもらうため、随時、米国の大学において、講話（ウェビナーを含む）を実施し、沖縄の概要や沖縄戦、米軍基地形成の過程、現在も続く事件・事故等の負担、普天間飛行場移設問題、日米地位協定の問題等について理解を促した。

直近の令和６年度は、フロリダ州立大学、セント・ジョーンズ大学、カリフォルニア州立大学フラートン校、アメリカン大学、ジョージ・ワシントン大学、ミネソタ州立大学における講義のほか、北米沖縄県人会主催ハイブリッドセミナーにおける講義、米国アジア研究所（ＵＳＡＩ）主催ウェビナーにおけるパネリストとしての参加、マンスフィールド財団における講義を行った。

６　メールやホームページ等による沖縄情報の発信

基地問題に加え、沖縄の文化、イベント等の情報について、いわゆるニュースレターとして定期的に発行した。

発信先は、米国政府関係者、連邦議会関係者など300人を超え、およそ１か月に１回の頻度で発行した。

また、ホームページにおいては過去のニュースレターやセミナー等の情報をアーカイブし、また、事件・事故に関する要請書の英訳等を掲載し、米国向けに沖縄県の正確な情報を発信している。

令和６年の１年間のページビュー（サイト内のページが閲覧された数）は82,242、同じ時期のサイト訪問者は35,561となった。

７　市民団体等との連携を通じた情報発信や情報収集等

ワシントン駐在職員は、様々な市民団体等と連携し、沖縄の米軍基地問題や基地から派生する環境問題について、米国政府や連邦議会への働きかけを強化してきた。

令和４年３月、米国のアジア太平洋系アメリカ人労働者連合（ＡＰＡＬＡ）は、ワシントン駐在職員からの働きかけにより、連邦議会上下両院の軍事委員会幹部への書簡を発出した。また、ＡＰＡＬＡは総会決議等により、これまで６回にわたって沖縄への連帯を表明している[19]。

また、ハワイをはじめ、米国内で米軍基地を抱える州や市との情報交換、情報収集にも取り組んだ。令和５年７月には玉城知事がホノルル市郡水道局を訪問し、同局が米海軍の燃料漏出による水源汚染に対応した事例を共有いただき、米軍の対応を促す上で参考になる情報を得ることができた。

[19] 平成27年、平成29年、平成30年、令和元年、令和５年及び令和７年に行われた。

８　基地問題以外の活動

新型コロナウイルス感染症の流行が収束した令和４年以降、毎年、沖縄県人会によるブース運営の協力のもと、「さくら祭りージャパニーズストリートフェスティバル」に出展し、観光案内、空手・三線・エイサーを披露し、沖縄の魅力等を紹介した。

令和５年11月には、ジョージタウン大学にて在米県人会関係者により開催された琉球舞踊公演の実施を支援するなど、県系人ネットワークとの連携を図った。

また、令和６年９月の知事訪米の際には、ニューヨーク日本食レストラン協会関係者に対し県産品販売促進に向けたトップセールスを展開し、令和７年２月に開催したニューヨークのレストラン10店舗が参加する沖縄フェアにつなげた。

このほか、ニューヨークで開催される旅行博への出展（JNTOとの共同出展）や、航空会社との連携による旅行業界向け沖縄観光セミナーの実施などに取り組んだ。

第２節　特徴的な成果

１　辺野古新基地建設問題について

令和２年６月、連邦議会下院軍事委員会即応力小委員会の2021会計年度国防権限法案に関する書面に、大浦湾の海底での地震の可能性及び不安定性に対する懸念など辺野古新基地建設に係る４つの懸念事項と辺野古新基地建設予定地地下の強度の検証結果など５つの項目に関する報告書の提出を国防総省に求めることが明記された。

同条項は、下院軍事委員会での採決に至らなかったものの、小委員会で懸念が示されたことは、知事の訪米、県系米国民の方々や与党県議団の訪米による働きかけに加えて、ワシントン駐在職員が連邦議会議員の方々と信頼関係を構築し、フォローアップし続けたことの結果である。

同年11月には、戦略国際問題研究所（ＣＳＩＳ）の報告書において、「辺野古の普天間代替施設の計画は困難続きであり、完成することはないように思われる」との指摘がなされた。

さらに令和４年６月には、クインシー研究所の報告書において、辺野古新基地建設計画は軟弱地盤等の重大な技術的課題があり、再検討されるべきと指摘がなされた。

同年11月には、米戦略予算評価センター（ＣＳＢＡ）の報告書において、沖縄の米軍基地は先制攻撃に対する脆弱性があること、在日米軍専用施設の約70％が集中していること、辺野古新基地建設の費用と期間が未定であり、米軍にとって運用上の有用性は限定的であること等が記載された。

また、令和６年６月には、下院議員から米国会計検査院に対し、普天間飛行場代替施設建設事業の実現可能性等について、調査を求める書簡が送付された。

２　事件・事故、ＰＦＡＳ

訓練に伴う事故や、性犯罪をはじめとする事件については、これらが発生するたび、米国政府関係者や連邦議会関係者等に対して、対面又はメールにより事実関係と対策の必要性を説明してきた。また、ＰＦＡＳ汚染についても機会あるごとに対応を求めてきた。

令和４年12月、米国環境保護庁（ＥＰＡ）長官に知事名で書簡を送付し、在沖米軍基地におけるＰＦＡＳの状況を説明し、ＰＦＡＳ対策における連携を求めたところ、令和５年２月に同長官から協力関係の継続を希望する旨の回答があった。

令和６年５月には、2025会計年度国防権限法（ＮＤＡＡ）案について、国防長官に対し、海外の米軍施設及びその周辺における米軍起因のＰＦＡＳ汚染に関し、受入国及び所在地方自治体への速やかな通知と連携した対応を義務付けることを内容とする修正案が下院議員により提出された。

令和７年９月に連邦議会下院で可決され上院に送付された2026会計年度国防権限法（ＮＤＡＡ）案[20]においては、国防長官に対し、沖縄に駐留する兵員による犯罪行為及びその他の不適切な行為を防止するための改善計画を策定すること等を求める条文（§559）が設けられた。

さらに、下院軍事委員会が下院に提出した同法案の付帯報告書においては、沖縄を含む日本におけるＰＦＡＳ汚染への対応策や、米軍関係者の犯罪の疑いがある場合に米軍と都道府県庁の間の連絡を所管する当局等について、上下両院の軍事委員会に報告するよう国防長官に指示すること等が記載された。

法案については下院の案として、付帯報告書は下院軍事委員会の報告書として、上述の内容を残す形で確定しており、法案については、今後、上院との一本化に向けて協議が行われると見込まれる。

これらの内容は、沖縄県の要請が受け止められたものと考えており、特に、法案自体に条文が盛り込まれたことは、実効性のある再発防止策につながるものであり、非常に大きな意義があると考えている。

ワシントン駐在職員の働きかけが一因となって連邦議会における具体的な動きにつながっており、継続的な働きかけを通じてさらに多くの連邦議会議員の理解を得ることで、具体的な解決につながることが期待される。

---

[20] Congress.gov Website <https://www.congress.gov/bill/119th-congress/house-bill/3838/text/eh>

第２編　本報告を行うに当たっての前提となる事実

第２編では、第１章において行政組織規則等における「駐在」の意味、第２章において委託による活動支援と委託契約の仕組み、第３章においてワシントンＤＣオフィス社の設立経緯と役割、第４章において関連する米国の法令を報告する。

なお、設立経緯については第３編第４章第１節においてさらに詳しく報告する。

第１章　行政組織規則等における「駐在」の意味

行政組織規則第254条において「知事は、特定の事務を処理させるため、必要があるときは、機関に所属する職員を当該機関の所在する場所以外の場所に駐在させることができる。」とされている。

また、駐在等規程第３条において「駐在職員は、別表左欄に掲げる所属機関の長（以下「所属長」という。）の指揮を受けて、その事務に従事する。」とされている。

すなわち、駐在とは、職員が必要に応じて所属機関の所在する場所とは別の場所で、所属長の指揮を受けて勤務することをいうものであり、ワシントンD.C.における職員の駐在も、行政組織規則及び駐在等規程に基づいて行われていたものである。

一方、出先機関については、行政組織規則第５条において定義されており、地方自治法第156条第１項の規定に基づき法律又は沖縄県行政機関設置条例の定めるところにより設置された行政機関、同法第158条第１項の規定に基づき設置された内部組織（部等、課並びに出納事務局及びこれに属する課を除く。）、同法第244条の２第１項の規定に基づき設置された公の施設を管理する機関（部等、課並びに出納事務局及びこれに属する課を除く。）その他知事が必要と認めて設置した施設とされている。

したがって、職員を駐在させることと、出先機関を設置することは、全く異なる概念であり、例えば、Ａ島所在の出先機関である沖縄県〇〇事務所で勤務する職員は、駐在職員としてではなく、当該出先機関に所属する職員として勤務しているものである。

なお、「ワシントン事務所」と呼ばれることがあったが、これはあくまで通称であり、このような名称の出先機関が設置されていたわけではない。

第２章　委託による活動支援と委託契約の仕組み

第１節　委託による活動支援

ワシントン駐在職員が活動するためには、その活動の拠点となる事務所の確保、ワシントン駐在職員の保険やビザ取得に関するサービスの確保、現地スタッフの確保、通信手段の確保等が必要である。

財務規則第23条は「部局の長が配当を受けた歳出予算中に、かい[21]において執行すべき歳出予算があるときは、当該歳出予算は、部局の長がかいにこれを令達して執行させる。」とされており、「かい」に指定された出先機関は、本庁から予算の令達を受けて執行することができる。しかし、前章で報告したように、ワシントン駐在に関しては出先機関が設置されていないため、ワシントン駐在職員が活動するための予算を財務規則第23条に基づいて令達することはできない。

そこで、県は、ワシントン駐在職員が活動する上で必要な基礎的な情報収集、連邦議会議員等とのネットワーク構築の支援業務と合わせて、事務所の確保等、ワシントン駐在職員の活動を支援するための業務を第三者に委託することとした。

第２節　委託先の選定方法

県の契約は競争入札を原則としつつ、競争入札に適しないものについては、随意契約によることができるとされており[22]、随意契約の一種として、いわゆるプロポーザル方式が用いられている。具体的には、企画提案を広く公募し、選定委員会において提案を審査し、契約相手方の候補を選定し、選定された候補者と協議が整った場合は、当該候補者と契約を締結することになる。

ワシントン駐在職員の活動を支援する業務についても、連邦議会議員への働きかけを支援する方法など、価格以外の条件を重視する必要があるがあることから、毎年度、プロポーザル方式により契約相手方の候補を選定していた。

平成27年度及び令和２年度は２者の応募があったが、その他の年度はワシントンコア社又は同社を代表者とする共同企業体（以下「ワシントンコア社等」という。）のみの応募であり、選定の結果、これまでワシントンコア社等と契約してきた。

第３節　委託料の精算方法

県が締結する委託契約には、民法上の請負契約[23]、民法上の委任契約[24]又は準委任契約がある。準委任契約については、県が事務の処理を相手方に委託し、相手方がこれを承諾することによって成立するものであり、県は相手方の仕事の処理、すなわち過程に対して対価を払うものであるから、その対価（委託料）を支払うに当たっては、契約額の範囲で、実際に要した時間や経費に基づいて委託料の額を精算している。

---

[21] 財務規則第２条第１号において「歳出予算等の令達を受けてその執行をする出先機関（事務所、事業所、学校等をいう。）で知事が別に指定し、告示したものをいう。」と定義されている。
[22] 地方自治法第234条第１項、第２項及び地方自治法施行令第167条の２第１項第２号
[23] 受託者が仕事の完成を約し、県がその仕事の結果に対して報酬を払う契約。
[24] 県が法律事務の処理を委託し、受託者がこれを承諾することによって成立する契約。

ワシントン駐在職員の活動等を支援するための委託契約も準委任契約に当たるため、契約書に精算条項を設けた上で、事業完了後に実績報告を受け、領収書の写し等を確認し、事業の実施に要した経費を確認して支払額を確定している。

各年度の委託契約額及び実績額は図表２のとおりである。

図表 2　ワシントンコア社との契約額と実績額

	契約額（円）	実績額（円）
平成27年度	47,998,860	46,235,172
平成28年度	68,484,840	64,821,802
平成29年度	68,479,625	67,937,701
平成30年度	68,089,065	61,929,847
令和元年度	66,801,195	66,801,195
令和２年度	60,442,135	60,442,135
令和３年度	63,621,480	63,621,480
（うち運営支援業務）	40,301,560	40,301,560
（うち活動支援業務）	23,319,920	23,319,920
令和４年度	62,116,020	62,065,406
（うち運営支援業務）	30,725,700	30,725,700
（うち活動支援業務）	31,390,320	31,339,706
令和５年度	72,145,450	72,145,450
（うち運営支援業務）	40,251,250	40,251,250
（うち活動支援業務）	31,894,200	31,894,200
令和６年度	76,436,325	75,829,016

第３章　ワシントンＤＣオフィス社の設立経緯と役割

第１節　法人を設立した理由及び法人の役割

ワシントン駐在職員が米国で活動する上では、受け皿としての法人の設立が必要であった。

その理由としては、主に、①米国の連邦法である外国代理人登録法（ＦＡＲＡ）に基づいて登録する代理人としての役割と②移民国籍法に基づくビザを取得する上での受入先としての役割が挙げられる。

まず、①について、ＦＡＲＡは、米国内において、外国政府等の代理人として活動する者に対し、登録と活動内容の公開を義務付ける法律である。ワシントン駐在職員の役割は、前編で報告したとおり、沖縄の基地問題に関連する情報収集、情報発信等に関することであり、米国政府関係者や連邦議会関係者への働きかけ等を伴うものであるところ、このような活動はＦＡＲＡに基づく登録、公開が必要である

ことから、ワシントンＤＣオフィス社を沖縄県の代理人として登録した上で、ワシントン駐在職員についても、ワシントンＤＣオフィス社の役員として登録していた。

ＦＡＲＡに基づく登録は個人単位で行うことも可能であるが、仮に個人単位で登録した場合は、ワシントン駐在職員それぞれの活動が別々に公開されることになり、沖縄県の代理人の活動の全体像を米国国民が把握することが困難となる。

しかし、ワシントンＤＣオフィス社を沖縄県の代理人として米国司法省に登録することにより、同省において、歴代のワシントン駐在職員の活動をワシントンＤＣオフィス社の一連の活動として公表し、透明性を確保することができた。

次に②について、ワシントンＤＣオフィス社はワシントン駐在職員がビザを取得する上で、受け皿の機能を果たしていた。すなわち、ワシントンＤＣオフィス社が米国における受入企業となり、ワシントン駐在職員が同社の役員の地位を兼ねることで、就労ビザの一種であるＬ１ビザの発給を受けることができていた。

仮に受け皿がない場合、Ｌ１ビザではなく、商用/観光用のＢビザの発給を受けて滞在することになるが、Ｂビザは滞在期間が最長180日とされていることから、ワシントン駐在職員の業務を安定的に行う上で制約があった。

上記に加えて、現地スタッフを雇用したり、また、銀行口座を開設したりするなど、現地で各種契約をする上でも、法人の設立が必要であった。

このように、ワシントンＤＣオフィス社は、ワシントン駐在職員が米国で活動する上での受け皿の機能を有していた。

第２節　日本の株式会社に相当する形態の法人として設立した経緯

前節で報告したとおり、ワシントン駐在職員が米国で活動する上では、受け皿としての法人の設立が必要であったことから、平成27年４月８日以降、ワシントン駐在職員が現地で米国の法律事務所と調整を重ね、また、米国の法律事務所においても専門の弁護士が国務省や内国歳入庁に照会[25]するなどして検討を行った。

こうした検討を経て、現地時間の平成27年５月１日（日本時間では同月２日未明)、米国の法律事務所からワシントンコア社を介して、ワシントン駐在職員の受け皿となる法人に関し、L.L.C.[26]を設立する案、C-Corporation[27]を設立する案、内国歳入法501条(c)(3)又は(4)上の非営利法人とする３つの選択肢が示された。

---

[25] 国務省に対しては外国政府に通常与えられる免税措置を受けられるかどうか、内国歳入庁に対しては、ロビー活動を行い、かつ、免税の対象となる選択肢について照会した。

[26] 有限責任の社員により構成される点で日本の合同会社と類似するが、法人としてのL.L.C.に課税されず、社員に直接課税される、いわゆるパススルー課税が適用される点で異なる。

[27] ワシントンD.C.の法令上のBusiness Corporationは、内国歳入法上のC-Corporation又はS-Corporationに当たるとされている。“Register a Domestic For-Profit and Benefit For-Profit Corporation” DC Department of Licensing and Consumer Protection Website <https://dlcp.dc.gov/node/1619121>

ワシントン駐在職員は、ワシントンコア社を通じて、L.L.C.の場合は、別途、そのL.L.C.を保有する団体を設立する必要があること[28]、非営利法人については内国歳入法501(c)(3)に基づく場合[29]はロビー活動が制約され、同(c)(4)に基づく場合はワシントンD.C.の社会福祉向上を認められないリスクがあること、C-Corporationは一定の事務は生じるものの設立自体は容易であるとの説明を受け、C-Corporationとして設立するよう回答し、手続を進めることとなった。

このようにして、ワシントンＤＣオフィス社は、営利を目的とする活動を行っていないものの、ワシントンD.C.の法令上は、Business Corporationとして、日本の株式会社に相当する形態の法人として設立され、県は同社の株式の全てを保有することとなった。

第３節　駐在職員とワシントンＤＣオフィス社の関係

米国の会社においては、会社の役員として取締役（Director）と執行役(Officer)がおり、取締役が会社の方針を定め、執行役が取締役の委任を受けて日常業務を執行することとなっている[30]。執行役として、ワシントンＤＣオフィス社においては、President、Vice President、Secretary、Treasurerが置かれていた。

県職員であるワシントン駐在職員は、平成27年の設立の際、発起人を務めた弁護士によって取締役に任命され、それ以降の年は、書面開催された株主総会においてワシントンＤＣオフィス社の取締役に任命されていた。また、取締役会において執行役員に任命され、これらの地位を兼ねて活動していた。なお、取締役が執行役を兼ねることは一般的に認められている。

その上で、対外的には基本的に県職員としての立場で活動しており、肩書は、通称としてのワシントン事務所の所長（Director）及び副所長（Deputy Director）を使用していた。ワシントンＤＣオフィス社の役員としての立場での活動は、同社の税務申告、第４章で報告する外国代理人登録法（ＦＡＲＡ）に基づく報告等に限られていた。

なお、ワシントンＤＣオフィス社は、行政組織規則の枠組みとは全く別に設立されたものであり、沖縄県の出先機関ではない。

ワシントン駐在職員がワシントンＤＣオフィス社の役員の地位を兼ねる際、地方公務員法第38条に基づく営利企業従事許可の手続が必要だと考えるが、その手続がなされていなかった。このことについては、第３編第４章第４節で詳しく報告する。

---

[28] パススルー課税を踏まえ、沖縄県に納税義務が生じないようにするにはL.L.C.を保有する団体を設立する必要があるという意味と考えられる。

[29] 非営利法人であっても、設立の根拠法令はコロンビア特別区事業組織法であり、この点について当時、必ずしも正確な理解が共有されていなかった可能性がある。

[30] コロンビア特別区に関しては、コロンビア特別区法典第29編第３章第６節に関連する規定が設けられている。

第４節　基本的な活動資金の流れ

ワシントンＤＣオフィス社は、独自の事業活動により収益を得るものではないため、その活動資金は、ワシントン駐在職員の活動等を支援するために県がワシントンコア社等に委託した業務に係る委託料の中から支出されていた。

これを図表３に即して報告すると、県から業務を受託したワシントンコア社等は、ワシントンＤＣオフィス社に対し、ワシントンＤＣオフィス社の支出に充てるための資金を提供し、ワシントンＤＣオフィス社の支出（図表３の①-２）及びそれ以外のワシントン駐在職員の活動に要した経費（図表３の①-１）を県に請求し、県は委託料として精算していた。

一部の支出がワシントンＤＣオフィス社を介して行われている理由を含め、詳細については、第３編第４章第２節で報告する。

図表 3　基本的な資金の流れ

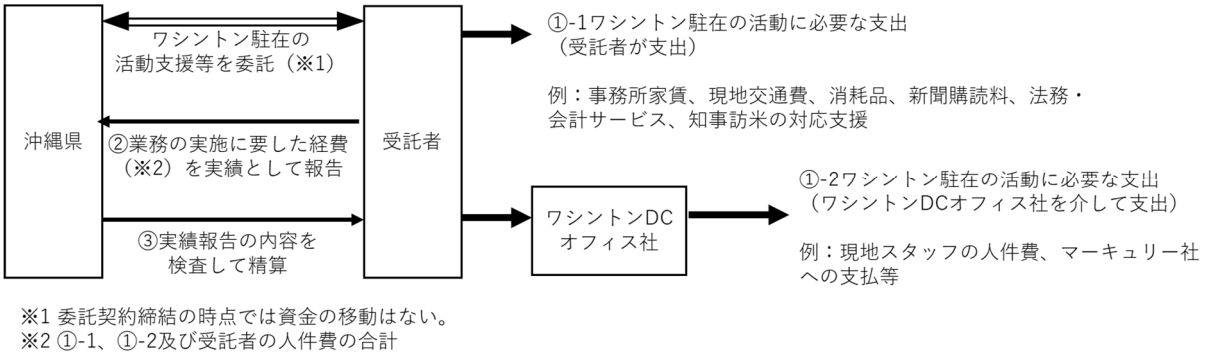

※1 委託契約締結の時点では資金の移動はない。
※2 ①-1、①-2及び受託者の人件費の合計

第４章　関連する米国の法令

第１節　コロンビア特別区事業組織法

１　概要

ワシントンＤＣオフィス社は、その基本定款においてコロンビア特別区法典第29編（コロンビア特別区事業組織法）[31]に基づいて設立されたFor-Profit Corporationであることが示されている。For-Profit Corporationは、コロンビア特別区事業組織法においてはBusiness Corporationと称される[32]。

コロンビア特別区法典第29編第１章101.02条においてBusiness Corporationは同編第３章に基づいて設立されたものと定義されており、同章304.01条において株を発行すると規定され、さらに、同章第304.60条において、Business Corporationは株主に配当を行うことができるとされている。

---

[31] “Code of the District of Columbia” Council of District of Columbia Website <https://code.dccouncil.gov/us/dc/council/code/titles/29>

[32] コロンビア特別区政府のホームページにおいて、For-Profit CorporationはBusiness Corporationとして説明されている（脚注27参照。）

また、日本においては、「営利」とは対外的な事業活動によって利益を上げ、それを構成員に分配することと考えられており、また、会社法第823条において「外国会社は、他の法律の適用については、日本における同種の会社又は最も類似する会社とみなす。」と規定されている。

したがって、株を発行し、配当を行い得る形態の法人として設立されたワシントンＤＣオフィス社については、日本における同種の会社又は最も類似する会社は株式会社であり、会社法第823条の規定に基づき、他の法律の適用については、株式会社とみなされる。

なお、日本の文献[33]においても、C-Corporationは日本の株式会社に相当すると解説されている。

２　設立の手続

ワシントンＤＣオフィス社の設立に際して実際に行われた手続を、コロンビア特別区政府ホームページ、コロンビア特別区法典第29編の規定をもとに沖縄県で整理、作成したフロー図は図表４のとおりである。

まず、コロンビア特別区が指定する様式の定款に、コロンビア特別区法典第29編第３章302.02条(a)(1)から(4)までに規定される必要事項等、すなわち、会社の名称、株式の発行限度、登録代理人、発起人の氏名等を記入して基本定款を作成し、コロンビア特別区に提出し、申請手数料を納付する。

基本定款において設立時の取締役が指名されていない場合は、発起人が設立時取締役を選任することとされており、ワシントンＤＣオフィス社の場合も、設立当時のワシントン駐在職員２名が発起人の弁護士によって取締役に選任された。

その後、取締役会を開催し、執行役の選任等を行い、出資の受入（株式の発行）等を行うこととなる。

なお、コロンビア特別区事業組織法に基づく手続とは別に、従業員の雇用や納税等に必要な雇用主識別番号（ＥＩＮ）を会社として取得する必要があり、ＥＩＮの取得を申請する際に会社の責任者を指定し、当該責任者の社会保障番号（ＳＳＮ）又は個人用納税者番号（ＩＴＩＮ）等を記入する必要がある。

ワシントンＤＣオフィス社については、設立当時のワシントン駐在職員が必要な番号を有しており、かつ、責任者としての要件を満たしていたため、ＥＩＮの取得に支障は生じなかった。

---

[33] ジェトロ『米国における事業進出マニュアル―会社設立―』2021年１月 p.12. <https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/02/2021/0e1a0764dfd1c4f3/12.pdf> なお、この文献では「C-Corporation」の用語が使用されているが、C-Corporationは税務上の観点から法人の形態を区別する際の用語である。

図表 4　設立手続の流れ

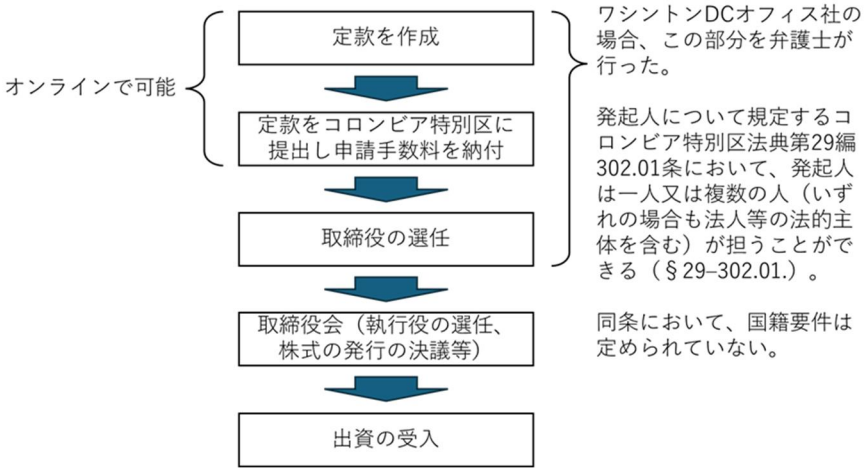

第２節　外国代理人登録法（ＦＡＲＡ）

１　概要

外国代理人登録法（ＦＡＲＡ）は、米国司法省が所管しており、米国内で外国政府等の代理人として特定の活動に従事する者に対して、定期的に外国政府等との関係を公開し、併せて、その活動及び活動を支える収入と支出を公開するよう義務付けている。

外国代理人登録法は、米国において外国政府等の利益を代表することを禁止するものではなく、外国の宣伝活動を妨げるものでもない。その代わり、同法は外国による情報発信の出所及び世論に影響を与えようとする個人又は団体の実態に関する公開を義務付けているとされている[34]。

２　外国代理人登録法における「政治的活動」

外国代理人登録法が対象とする「政治的活動」は、米国政府の機関若しくは職員又は米国内の公衆に対し、米国の国内政策又は外交政策の策定、採用若しくは変更等に何らかの影響を及ぼすと信じ、又は影響を及ぼすことを意図して行う活動[35]として定義されている。この定義には、伝統的な対政府コミュニケーションやいわゆる「ロビー活動」に加えて、米国政府に対して直接に働きかけを行わない広報活動、コミュニケーションサービス、調査、研究、イメージ構築、コンサルティング等の活動が含まれ得る。

ワシントン駐在職員が行う、沖縄の米軍基地に関する情報収集、情報発信は、沖縄の基地問題の解決につながるよう、国防権限法等を通じて米国の政策に影響

---

[34] Jacob R. Straus “Foreign Agents Registration Act (FARA): Background and Issues for Congress”, *CRS REPORT*, R46435, 2020.6.30
<https://www.congress.gov/crs-product/R46435 >

[35] 第611条(o)

を及ぼそうとするものであるから、外国代理人登録法上の政治的活動に該当し得ると考えられる。このため、ワシントンＤＣオフィス社を沖縄県の代理人として登録し、また、ワシントン駐在職員についても、ワシントンＤＣオフィス社の役員として登録し、活動していた。

なお、このような外国代理人登録法の定義による「政治的活動」は、地方公務員法第36条が制限している地方公務員の「政治的行為」と、言葉は似ているものの内容が全く異なる。後者は、政党その他の政治的団体の結成に関与し、又はこれらの団体の役員となること等を指すものである。

３　いわゆる「ロビー活動」

外国代理人登録法に加えて、1995年ロビー活動公開法（ＬＤＡ）が存在し、その対象となる「ロビー活動」は以下のとおり定義されている。

合衆国法典（USC）第２章 §1602 (a) (8) (A)　「ロビー活動」とは、対象行政機関職員または対象立法機関職員に対し、依頼人に代わって行われる以下のいずれの事項に関する口頭または書面による発信（電子発信を含む）をいう。 (i)　連邦立法（立法案を含む）の策定、修正または採択 (ii)　連邦規則、規制、大統領令またはその他米国政府の事業、政策または立場の策定、変更または採択 (iii)　連邦事業または政策の管理または執行（連邦契約、助成金、貸付金、許可又は免許の交渉、授与、または管理を含む） (iv)　上院の承認を要する職位への人の指名または承認

ただし、外国代理人登録法に基づいて公開される活動（すなわち、ワシントンＤＣオフィス社の活動）は、この定義から除外されるため、ＬＤＡ上の「ロビー活動」には該当しない[36]。

第３節　内国歳入法

１　法人の設立根拠法との関係

内国歳入法は、日本の所得税法や法人税法などをまとめた法律に相当する連邦法である。内国歳入法501(c)には、所得税又は法人税を課されない団体（以下「免税団体」という。）の約30の類型及び各類型の要件が示されている。

[36] 2 U.S.C. 1602(B)において、「『ロビー活動』との用語の定義には、以下に掲げる活動を含まない。」とされ、同(iv)に「外国政府や外国の政党を代理して行い、外国代理人登録法に基づいて公開されるもの」が掲げられている。

連邦税の免税団体資格を取得するためには、各州（コロンビア特別区を含む）の法令に基づく法人の設立、法人格取得とは別に内国歳入庁の承認を受けなければならないとされている[37]。

２　立法過程に影響を及ぼす活動に対する制約

内国歳入法501(c)(3)に基づく免税団体資格を取得できるのは、宗教、慈善、科学、公共安全試験、文芸、教育、国内又は国際的なアマチュアスポーツの助成、児童・動物の虐待防止のいずれかを目的とする団体に限定される。

内国歳入庁の資料[38]によると501(c)に基づく免税団体1,873,538団体のうち、1,548,798団体が501(c)(3)に基づく免税団体とされており、501(c)(3)の類型が最も一般的な免税団体と言える。また、シンクタンクの要件として、501(c)3に基づく免税団体であることを掲げる文献[39]もある。

この類型の団体は、選挙活動はもとより、立法過程に影響を及ぼそうとする行為が制約されているため、仮にワシントン駐在の受け皿となる法人がこの類型の団体となった場合は、第１編第２章で示したようなワシントン駐在職員の活動が制約される可能性がある。

第４節　移民国籍法

１　概要

米国で就労が認められる主なビザとしては、Ｅビザ、Ｈビザ、Ｌビザなどがあり[40]、ワシントン駐在職員は初代所長を除いて、Ｌビザの一種であるＬ１ビザ[41]の発給を受けていた。

米国のビザの種類や要件等は、移民国籍法（Immigration and Nationality Act）[42]において定められており、詳細については連邦規則（8 CFR 214.2, 22 CFR 41.54.等）において定められているほか、関連する情報が、国務省外務マニュアル[43]や米国移民局ポリシーマニュアル[44]として公開されている。

---

[37] 岩田洋子「アメリカのＮＰＯ税制」『レファレンス』644号, 2004.9, p.36

[38] “Internal Revenue Service Data Book, 2024” Internal Revenue Service website <https://www.irs.gov/pub/irs-pdf/p55b.pdf>

[39] 脚注16と同じ。

[40] Ｅビザは多額の資本を投資した企業の管理職等が対象、Ｈビザの中でもＨ１Ｂビザは専門職が対象とされており、これらと比較して最も適したものとしてＬビザを取得したと考えている。

[41] 連邦規則（22 CFR 41.12）<https://www.ecfr.gov/current/title-22/section-41.12> において、Ｌ１ビザは管理経営業務等に従事する本人、Ｌ２ビザはその配偶者や子を対象とする旨が規定されている。

[42] Immigration and Nationality Act <https://www.govinfo.gov/content/pkg/COMPS-1376/pdf/COMPS-1376.pdf>

[43] “9 FAM 402.12” U.S. Department of State FAM Website <https://fam.state.gov/fam/09FAM/09FAM040212.html>

Ｌ１ビザの対象となるのは、移民国籍法101(a)(15)(L)で示されている要件を満たす者であり、その内容は次のとおりである。

移民国籍法
§101
(a)
(15)
(L)　移民国籍法214(c)(2)に基づくアメリカ合衆国への入国申請に先立つ３年以内に、企業（firm)、会社（corporation)、その他の法的主体（other legal entity）又はその関連会社等（affiliate）若しくは子会社等（subsidiary）に継続して１年以上雇用され、引き続き同一の雇用主又はその子会社等若しくは関連会社等における管理（managerial）若しくは経営（executive）の職位又は専門知識を要する職位に従事するために一時的にアメリカ合衆国に入国しようとする外国人並びにその外国人に同行し若しくは後から同行する外国人である配偶者及び未成年の子。

この規定を受けて、ビザの種類及び対象者を示した連邦規則（22 CFR 41.12.）は、Ｌ１ビザの対象者を企業内異動者（経営、管理及び専門知識を要する人員で雇用が継続する者）としている。

なお、移民国籍法、連邦規則、国務省外務マニュアル、米国移民局ポリシーマニュアルにおいては、地方公務員であることを理由としてＬ１ビザを発給しない旨の規定はなく、米国に駐在する他の日本の地方公共団体の職員もＬ１ビザを取得しているものと承知している。

２　要件を満たす組織

連邦規則（8 CFR 214.2(l)(1)(i)）は、「移民国籍法101(a)(15)(L)に基づき、直近３年以内に外国で一年以上継続して適格組織（qualifying organization）に雇用されていた者は、その雇用主（employer）の米国内の親会社等（parent)、支社等（branch)、関連会社等（affiliate）又は子会社等（subsidiary）の管理若しくは経営業務又は専門的な知識を要する業務に従事するために米国に一時的に入国することが許可される。」としている。

その上で、連邦規則（8 CFR 214.2(l)(1)(ii)（G)-(L)）は、適格組織、親会社等、支社等、子会社等、関連会社等について、それぞれ次のように定義している。

連邦規則第８編（抄）
§214.2
(l)　*企業内異動者(Intracompany transferees)*
(1)　*企業内異動者の入国*

[44] U.S. Citizenship Immigrant and services Website <https://www.uscis.gov/policy-manual/volume-2-part-l >

(ii)　*定義*

(G)　*適格組織(Qualifying Organization)*　米国又は外国の企業、会社その他法的主体であって、以下の要件を満たすものをいう。

(*1*)　本セクション(l)(1)(ii)において適格関係として特定される親会社等、支社等、関連会社等又は子会社等に該当するもの

(*2*)　企業内異動者が米国に滞在する間、米国及び少なくとも一つの他国において直接又は親会社等、支社等、関連会社等又は子会社等を通じて事業（国際貿易であることは要しない）を行い、又は行う予定のあるもの

(*3*)　その他移民国籍法101(a)(15)(L)の要件を満たすもの

(I)　*親会社等(Parent)*　企業、会社その他の法的主体であって、子会社等を所有するものという。

(J)　*支社等(Branch)*　一つの組織の中の業務のための部署又は事業所であって異なる場所に所在するものをいう。

(K)　*子会社等(Subsidiary)*　企業、会社、その他の法的主体であって親会社等が直接若しくは間接に当該組織の過半数を所有し支配するもの、親会社等が直接若しくは間接に当該組織の50パーセントを保有し支配するもの、親会社等が直接又は間接に50パーセントを保有し同等の支配力を持つ共同事業体で親会社等が当該主体に対して拒否権を有するもの、親会社等の保有割合は50パーセント未満であっても親会社が事実上支配する主体

(L)　*関連会社等(Affiliate)*　以下に掲げるものをいう。

(*1*)　同一の親会社等又は個人に所有され支配される二つの子会社等のうちの一つ

(*2*)　二つの法的主体のうちの一つであって、それらの法的主体が、同一の個人の集合に所有され支配され、それぞれの法的主体について各個人が所有し支配する割合がほぼ同じ割合であるもの

(*3*)　［略］会計事務所に関する規定

連邦規則の定義に照らすと、沖縄県は地方自治法に基づいて法人格を有する[45]法的主体であってワシントンＤＣオフィス社を所有する親会社等であり、ワシントンＤＣオフィス社は、沖縄県が株式を100パーセント所有し支配する子会社等であるから、沖縄県とワシントンＤＣオフィス社の関係は、米国移民局において、親会社等と子会社等との関係として、連邦規則が定義する適格組織の要件を満たすものと判断されていたと考えられる。

３　Ｌ１ビザの対象となる職位

Ｌ１ビザの対象とる職位は、移民国籍法101(a)(15)(L)に規定されているように、管理的職位、経営的職位又は専門的知識を要する職位である。

[45] 地方自治法第２条に「地方公共団体は、法人とする。」と規定されている。

ここでいう管理的職位、経営的職位は、連邦規則（8 CFR 214.2）において次のように定義されている。

連邦規則第８編（抄）
セクション214.2
(1)　*企業内異動者(Intracompany transferees)*
　(1)　*企業内異動者の入国*
　　(ii)　*定義*
　　(B)　*管理的職位(Managerial capacity)*　組織内における職位で従事者が主に次に掲げる業務に従事するものをいう。
　　(*1*)　組織又は部門、下位部門、機能若しくは組織の構成要素を管理する業務
　　(*2*)　他の監督者、専門職又は管理職を管理監督し、又は組織若しくは組織の部門若しくはその下位部門の必須の機能を管理する業務
　　(*3*)　他の従業員が直接監督されている場合は、従業員の採用、解雇及び他の人事上の措置（昇任や休暇の許可等）について権限を有する業務。直接監督される他の従業員がいない場合は、組織内の階層又は管理される機能に照らして上位の機能を有する業務
　　(*4*) 日々の活動の運営や従業員が権限を有する機能に関して判断を行う業務
　　(C)　*経営的職位(Executive capacity)*　組織内おける職位で従事者が主に次に掲げる業務に従事するものをいう。
　　(*1*)　組織又は組織の主要な構成要素若しくは機能の管理について指揮する業務
　　(*2*)　組織、組織の構成要素、組織の機能の目標及び方針を設定する業務
　　(*3*)　意思決定に関する幅広い権限を行使する業務
　　(*4*)　組織のより上位の経営層や取締役会、又は株主からは一般的な指揮監督のみを受ける業務

ワシントン駐在職員は、ワシントンＤＣオフィス社の経営的職位に従事する役員としてＬ１ビザを取得しており、ワシントンＤＣオフィス社が米国移民局に説明した職務が、連邦規則における管理的職位及び経営的職位の定義に照らして要件を満たすものと判断されていたと考えられる。

４　国務省の審査の主な着眼点

国務省が公表しているＦＡＭ（外務マニュアル）においては、以下の項目について審査する必要があるとしている。この中に、地方公務員であることが抵触する項目はない。

⑴　請願者は、ビザ申請者が国外で雇用されていたのと同一の企業、会社その他の法的主体又はその親会社等、支社等、関連会社等若しくは子会社等であること

⑵　ビザ申請者は管理職、経営者又は専門知識を持つ従業員であって、管理的若しくは経営的職位又は専門的知識を要する職位に就くことが予定されていること

⑶　［略］（専門的知識を要する職位に就く者に関する内容）

⑷　請願者は、米国及び少なくとも一つの外国において事業を継続して行う見込みがあること

⑸　ビザ申請者が、請願者による最初のＬ１請願書又は米国において適格組織のために業務に従事することを求める雇用に基づく他のＮＩＶ請願（例：Ｈ１Ｂ請願）の提出に先立つ３年間に、国外で継続して１年雇用されているという要件を満たしていること

⑹　ビザ申請者が新たな事務所を開設し、又は新たな事務所の業務に従事するために入国しようとする場合は、9 FAM 402.12-9に示される要件を満たしていること

⑺　［略］（専門的知識を要する職位に就く者に関する内容）

⑻　ビザ申請者が管理的又は経営的能力を要する職位に就くことが予定されている場合、その者がＬ又はＨの非移民ビザの資格で米国に滞在できる期間は７年間を超えていないこと

⑼　ビザ申請者がかつて交換プログラムによる訪問者であり、米国に滞在するまでに２年間の間を空ける要件が課されている場合は、その要件を満たしていること又は要件が免除されていること

⑽　ビザ申請者は移民国籍法214(b)の対象でなく、また、放棄を意図しない住居を海外に有していることは要件とされていないこと

第３編　発現したリスクと県が講じた措置

第３編では、第１章において百条委員会の調査事項や監査請求事項等を整理し、本報告書の報告事項と百条委員会等の各論点の対応関係を整理する。

その上で、第２章においては、今回の一連の経緯を内部統制上の「リスクの発現」として捉えて概要を示し、第３章において県が講じた措置を報告する。

第４章においては、百条委員会の各調査事項について、事実関係及び県の考え方を報告し、第５章においては、百条委員会調査事項には含まれないものの、説明の必要性が高いと思われる事項について報告する。

第１章　百条委員会の調査事項や監査請求事項等との関係

第１節　百条委員会調査事項

百条委員会の調査項目は、その運営要領において、以下の５項目とされている。

⑴ ワシントンＤＣ株式会社設立の経緯に関すること
⑵ ワシントン駐在に係る全ての資金の流れに関すること
⑶ ワシントン駐在職員のビザ取得に関すること
⑷ ワシントン駐在職員の地方公務員としての身分の取扱いに関すること
⑸ 同問題に係る虚偽公文書作成及び文書偽造の疑いに関すること

第２節　監査請求事項

令和６年11月26日に可決された監査請求動議においては、以下の６項目について監査を行うよう請求され、令和７年６月３日に提出された監査結果報告書において、それぞれの項目について監査結果が示されている。

⑴ 沖縄県ＤＣ事務所株式会社（以下「本件株式会社」という。）設立の適法性
⑵ ワシントン駐在に係る庁内意思決定に関する実態の解明
⑶ ワシントン駐在職員の身分の取扱い及びその適法性
⑷ ワシントン駐在（委託事業者を含む）に係る資金の流れに関する実態の解明
⑸ 本件株式会社の経営状況報告を怠っていたことの適法性
⑹ 本件株式会社への出資金に係る支出方法の適法性

第３節　警告決議

令和６年12月20日に可決された警告決議は、地方自治法第96条第１項第６号に基づく議会の議決が必要であるとし、また、執行部による地方公務員法の解釈が疑問であるとした上で「沖縄県議会は沖縄県ＤＣオフィス株式会社設立に当たっての出資金及び駐在職員に係る営利企業従事許可手続に関し、違法状態を早期に是正するよう警告する。」としている。

第４節　調査検証委員会報告書

令和７年１月17日に県が設置した調査検証委員会の設置要綱上の調査事項は、基本的に百条委員会の調査事項に沿っている。一方、調査検証委員会報告書は、以下のとおり整理されている。

１　ワシントンＤＣオフィス社の設立についての問題点
⑴　日本における問題点
ア　ワシントンＤＣオフィス社の設立手続についての問題
イ　公有財産登録手続についての問題
ウ　財産状況報告手続についての問題
エ　営利企業従事許可手続等についての問題
⑵　米国における問題点
ア　非弁行為の問題
２　ワシントンＤＣオフィス社の運営についての問題点
⑴　ワシントン事務所における問題点
ア　贈与や移転価格を含めた税法上の問題
イ　ビザ申請書の記載内容の正確性の問題
ウ　ＦＡＲＡ登録におけるコンプライアンス違反の懸念
エ　ガバナンス及びコンプライアンスの問題
オ　内部統制上の不備
カ　決裁手続に関わる引継方法の問題
⑵　所管課における問題点
ア　手続の瑕疵の治癒を怠った問題
イ　手続の瑕疵の治癒を怠った背景

本章第１節から本節までの各論点と本報告書の報告事項の対応関係は、次ページの図表５のとおりである。

図表 5　本報告書の報告事項と百条委員会等の各論点の対応関係

	本報告書の報告事項	百条委員会調査事項	監査請求事項	警告決議	調査検証委員会報告書
第3編	第２章第２節 法定の手続の欠如		⑸		1(1)イ 1(1)ウ
	第４章第１節 会社を設立するまでの手続について	⑴	⑴、⑵、⑹	⑴（出資関係）	1(1)ア
	第４章第２節 資金の流れ等に関すること	⑵	⑷、⑹	⑴（出資関係）	1(1)ア
	第４章第３節 ビザ取得に関すること	⑶			2(1)イ
	第４章第４節 駐在職員の身分取扱いについて	⑷	⑶	⑴（営利企業従事許可関係）	1(1)エ
	第４章第５節 公文書に関すること	⑸			2(1)ウ
	第５章第１節 設立後に是正できなかったことについて				2(2)ア 2(2)イ
	第５章第２節 ワシントンＤＣオフィス社に関する議決の要否について			⑴（出資関係）	
	第５章第３節 ワシントンＤＣオフィス社の解散・清算について				
	第５章第４節 非弁行為の可能性について				1(2)ア
第4編	第１章第２節 関係者間のコミュニケーション不足				2(1)オ 2(1)カ
	付録				2(1)ア 2(1)エ

第２章　発現したリスクの概要

第１節　事務決裁規程等に基づく文書による意思決定の欠如

ワシントンＤＣオフィス社の設立について、設立時に県として文書で意思決定した記録は確認できず、また、当時の担当職員への聴き取りによっても、文書により意思決定を行ったことを示唆する情報は得られていない。この点は、調査検証委員会によるヒアリング調査や百条委員会における参考人の説明、答弁についても同様である。

このため、ワシントンＤＣオフィス社の設立について、県として文書による意思決定は行われなかったと考えられる。

文書による意思決定が行われず、ワシントンＤＣオフィス社の設立に伴って必要となる手続が十分に整理され、把握されることがなかった結果、法定の手続が行われない状態が生じたものと考えられる。

また第２編第３章第２節で報告したように、ワシントン駐在職員がワシントンコア社に対して、C-Corporationとして設立手続を進めるよう回答しているが、事務決裁規程上、ワシントン駐在職員が専決できる事項は設けられておらず、同規程と別にワシントン駐在職員に権限を付与する手続も取られていない。

県として法人を設立することは、当然、県の意思決定を必要とするものであり、その処理は文書管理規程第36条を踏まえて文書により行われるべきであったが、文書による意思決定がなされなかった。

第２節　法定の手続と認識の欠如

文書による意思決定が行われず、ワシントンＤＣオフィス社の設立に伴って必要となる手続が十分に整理され、把握されることがなかったことにより、以下の手続が行われないままとなっていた。

⑴　出資に伴って取得した株券に係る公有財産としての管理
⑵　ワシントン駐在職員に係る営利企業従事許可
⑶　県が出資する法人に係る議会への経営状況報告

具体的には、ワシントンＤＣオフィス社は県に対して株券を発行しており、当該株券は地方自治法第238条の公有財産に該当し、公有財産規則に基づいて管理する必要があるが、当該株券は、米国の法律事務所において保管されたままとなっており、公有財産台帳への登載等、必要な手続がなされていなかった。

また、ワシントンＤＣオフィス社は実態として営利を目的とした活動は行っていないものの、設立根拠法上は営利を目的とした活動ができる法人である。その法人の役員の地位を兼ねるに当たっては、地方公務員法第38条に基づく営利企業従事許可が必要と考えられるが、その手続がなされていなかった。

さらに、地方自治法第243条の３第２項に基づき、ワシントンＤＣオフィス社については、県が出資する法人として、毎年度、議会に経営状況を説明する書類を提出する必要があるが、その提出がなされていなかった。

これらの法定の手続の欠如は、県として、日本の会社法上の株式会社に相当する法人を設立したことを正確に認識、把握していなかったことの表れでもある。県が自身の行為を正確に理解しないまま物事が進められたことは公務に対する信頼を損なうものとして、深く反省する必要がある。

第３節　関連して招いた疑念

ワシントンＤＣオフィス社に関連して、次に示されるような、様々な疑念を招くこととなった。設立当初に文書により意思決定が行われていなかったことに関連し

て、直接的な関係の有無にかかわらず、様々な疑念を招き、県の説明について理解を得ることが困難な状況が生じた。

主な疑念の例

⑴　県は意図的に決裁手続を取らなかったのではないか。
⑵　ＦＡＲＡ登録の内容が不適切ではないか。
⑶　ビザ申請の内容が虚偽ではないか。
⑷　資金の流れが不透明ではないか。
⑸　ワシントン駐在は米国で納めるべき税を申告していないのではないか。
⑹　必要な議会の議決を経ていないのではないか。
⑺　ＥＳＴＡで訪米して議員と面談することはできないのではないか。
⑻　ワシントンＤＣオフィス社の銀行口座名義に代表者が示されていないのは不適切ではないか。
⑼　設立手続において非弁行為があったのではないか。
⑽　贈与や移転価格を含めた税法上の問題があるのではないか。

第４節　ワシントン駐在職員の活動停止

調査検証委員会から「今一度原点に戻って、日本法及び米国法との適合性も含めて、その方法について十分な検討を行うべきである。」との指摘を受け、また、令和７年度一般会計当初予算は、ワシントン駐在員活動事業費の全額を予備費に移す形で修正議決され、事実上、活動が継続できなくなった。

このため、令和７年６月、ワシントンＤＣオフィス社を解散し清算した上で、同月末までにワシントン駐在職員が帰国し、いわゆるワシントン事務所は閉鎖された。

このように、本来の目的とする活動ができなくなるという事態も、行うべき手続が行われないというリスクとは次元を異にするものの、同様にリスクとして認識する必要がある。

第３章　県が講じた措置

第１節　内部調査

県は令和６年10月24日の沖縄県議会総務企画委員会の決算審査を受けて、過去の経緯や手続の要否を調査することとし、沖縄県公文書館に引き継がれていた文書を含む過去の文書の調査、過去の担当者への聴き取り、総務省への照会、法律顧問への相談等の方法で調査を行った。

その結果、以下のことが分かり、同年11月25日に行われた議案説明会終了後に議員に報告した。

11月25日の報告内容（要旨）

⑴　会社設立に係る庁内手続

駐在が活動するに当たって、何らかの法人を設立する必要性が把握されていたことはうかがえるものの、日本の株式会社に相当する形態の法人を設立することを明確に決定した文書が残されていない。

⑵　日本の法令との適合性

ア　会社設立に伴って取得した株式は公有財産に当たると考えられるが、公有財産として管理されていなかった（地方自治法第238条、同法第243条の３第１項、沖縄県公有財産規則）。

イ　県が出資した団体として、経営状況を議会に報告すべき団体に含まれるかどうかについては、総務省に照会するなどして精査中である（地方自治法第243条の３第２項、同法施行令第152条関係）。

ウ　駐在がワシントンＤＣオフィス社の役員を兼ねることについて、営利企業への従事許可の必要性を精査中である（地方公務員法第38条関係）。

⑶　米国の法令との適合性

ア　コロンビア特別区政府に基本定款を登記し、法人の成立が認証されている。

イ　ビザについては、ワシントンＤＣオフィス社が沖縄県の全額出資により設立されたことを明記し、駐在の職務内容を詳しく説明した上で申請し、取得している。

ウ　いわゆるロビー活動については、ＦＡＲＡに基づく登録を行い、その活動内容を米国政府（司法省）に報告している。

第２節　文書による追認

令和６年12月19日、基地対策課において、県としてワシントンＤＣオフィス社の設立を追認すること、平成27年度ワシントン駐在員活動支援事業として、ワシントンコア社に委託した業務の一環で、同社がワシントンＤＣオフィス社の口座に振り込んだ資金の一部1,000ドルを出資と位置付けること等を内容とする文書を起案し、同月24日、知事が決裁した。

起案文書において示しているように、この追認は、「設立当時、日本の株式会社に相当する法人の設立に係る起案が行われていないため、文書による県の意思決定が確認できない状態となって」いることを受けて行ったものであり、平成27年当時に遡って、設立を追認するために行ったものである。

なお、ここでいう「追認」という言葉は、民法第116条が規定する「無権代理行為の追認」という意味ではなく、平成27年当時、文書による意思決定を行わないまま行った県自らの行為（委託先を通じて行ったワシントンＤＣオフィス社の設立や出資等）について、文書により意思決定を行い、県の意思を明確にし、当該行為が県の行為であることを明確にするという意味で使ったものである。

また、追認の手続は、これに続く株券の公有財産台帳への登載等の各手続を県が行う理由となる県の意思を明確にするために必要な、いわば、起点となる手続として行った。

第３節　法令に基づく手続の実施

１　株式を公有財産として管理する手続

令和６年12月24日、ワシントンＤＣオフィス社が県に対して発行した株券を、公有財産規則第55条に基づいて公有財産台帳に登載する手続を行った。

同日、公有財産規則第53条に基づいて有価証券受入及び報告決議書を発議し、会計課に合議した。

合議の手続が完了した同月27日、基地対策課長が同条に基づいて会計管理者に対し有価証券受入通知書と合わせて株券を送付し、会計課が受け入れた。同日、基地対策課長は管財課長に対して有価証券受入報告書を送付した。

２　営利企業従事許可の手続

令和６年12月25日、現に駐在している職員が知事に対し、地方公務員法第38条等に基づき、ワシントンＤＣオフィス社の役員の地位を兼ねること、その勤務の態様は常勤であること、同社からの収入額は無いこと等を示して、営利企業従事許可を申請した。

翌26日、知事は、期間を許可日から同年３月31日まで、条件は申請のとおりとして、営利企業従事を許可した。

また、令和７年４月１日以降については、同年３月21日に同様の申請を行い、同月26日、年度途中で駐在の発令が解かれるときは、そのときまでとすることを条件として、許可した。

３　経営状況報告書提出の手続

法律相談及び総務省への照会により、ワシントンＤＣオフィス社についても、地方自治法第243条の３第２項に基づいて経営状況を説明する書類を議会に提出する必要があることが確認できた。

このため、ワシントンＤＣオフィス社の銀行口座の入出金履歴を元に各年の損益計算書及び貸借対照表を作成し、平成27年から令和５年までの経営状況報告書としてとりまとめ、令和７年２月10日、地方自治法第243条の３第２項の規定に基づき、議会に提出した。

第４節　措置状況の公表及び調査検証委員会の設置

令和６年第４回沖縄県議会定例会11月26日の会議において、令和５年度ワシントン駐在員活動事業費を含む令和５年度沖縄県一般会計決算の認定に関する認定第１号議案が否決された。

これを受けて、県は地方自治法第233条第７項の規定に基づき、令和７年２月10日に措置状況を議長に報告し、同月14日の沖縄県公報に措置状況を登載した。

また、同年１月17日、知事が調査検証委員会を設置した。同委員会は同月29日から同年３月28日まで計６回の委員会を開催し、３月28日に、調査検証委員会報告書を知事に手交した。

同年４月11日に開催された百条委員会において、県は調査検証委員会報告書の概要及び対応状況の概要を説明した。

第４章　百条委員会の調査事項に関する事実関係及び県の考え方

第１節　会社を設立するまでの手続について

県が会社を設立する際に通常行われる手続が、ワシントンＤＣオフィス社の設立に当たって行われていたかが論点となった。

この点に関する事実関係及び県の考え方は次のとおりである。

１　実際の経過

平成27年度ワシントン駐在員設置及び活動支援事業については、平成27年度一般会計予算が議会に提出されたのち、平成27年２月25日に契約に向けた準備行為として予算執行伺が起案され、同月27日に決裁されている。

なお、予算執行伺において示されている委託業務の内容は以下のとおりである。

⑴　ワシントンDC内に準備室を設置し、必要十分な体制と環境を整えること。

⑵　Foreign Agents Registration Act（FARA）をはじめ、必要と判断される登録業務の支援

⑶　事務所設置の支援に関すること。

⑷　駐在員のビザ取得及び赴任等の支援に関すること。

⑸　現地職員の採用等の支援に関すること。

⑹　事務所の運営支援に関すること。

⑺　米国における監査等の対応支援に関すること。

⑻　その他、駐在員の支援に関すること。

また、予算執行伺が決裁されたことを受けて、同日、企画提案を募集する旨を県ホームページに掲載した。

平成27年３月30日に企画提案審査を行い、同年４月１日に支出負担行為を行ってワシントンコア社と委託契約を締結し、同日、駐在所の登記、ＦＡＲＡ申請・登録及び駐在員等のビザ申請・取得に係る法務全般のShulman Rogers Gandal Pordy & Ecker, P.A.への再委託など、同社が再委託する業務について承認した。

同年４月８日からワシントン駐在職員と現地弁護士との打合せが行われている。

同年５月１日、同月30日から予定されていた翁長知事の訪米に向けた打合せの一環として、ワシントン駐在職員、知事、浦崎副知事、知事公室長、基地防災統括監、地域安全政策課長、基地対策課長が参加するオンラインで会議が行われている。

百条委員会における山里参考人の答弁によれば、この場で法人登録の手続を進める旨を報告したが、その点については大きく取り上げられなかったとのことである。また、このオンライン会議の概要を記録した資料には、「法的に問題なく活動できるよう、法人登記手続きもしっかり行っている」との報告があったことが記されているが、当該法人の種類や、日本の株式会社に相当する形態の法人であることなどについての報告があったことは記されていない。

現地時間の５月１日（日本時間では５月２日未明)、第２編第３章第２節で報告したように、現地法律事務所からワシントンコア社を介してワシントン駐在職員に対して３種類の法人の設立形態が提示され、同日、ワシントン駐在職員がワシントンコア社に対して、C-Corporationの形態で設立するよう回答した。

同月８日、弁護士が発起人となってコロンビア特別区政府に基本定款を提出し、同日、設立行為が書面により行われ、当時のワシントン駐在が取締役に指名されるとともに、発起人は、発起人としての行為の結果、発起人が資格を有し、又は対象となる可能性のある、会社における一切の権利について要求せず、放棄する旨を宣言した。

同月12日に、コロンビア特別区政府から法人設立証明書を取得しており、当該証明書には、５月８日から有効である旨が記載されている。

同年６月17日、ワシントンＤＣオフィス社の取締役会が書面で開催され、沖縄県の申し出に応じて、沖縄県に対して１ドル/株×1,000株を発行することが決議された。

同年７月８日、県はワシントンコア社から委託料の概算払いの請求書を受け取り、翌９日、県はワシントンコア社に対する概算払いの支出命令を行った。また、同月10日にワシントンコア社からワシントンＤＣオフィス社に３万ドルが送金されている。

平成28年３月31日、県は、委託契約書第８条に基づいて、ワシントンコア社から実績報告書の提出を受け、検査を行い、同年５月９日に委託料の額を確定し、ワシントンコア社に通知し、同月10日に同社から請求書を収受し、同日、支出調書を作成した。

なお、平成27年度の委託事業に係る実績報告書には、コロンビア特別区政府から発行された”CERTIFICATE OF INCORPORATION”（法人設立証明書）の抄訳が添付されており、その中に「本書は、コロンビア特別区の法人創設法の関連規定をすべて遵守していることを証明するものであり、これに基づいて、法人設立認可証を以下の団体に発効（ママ）するものである。」、「有効日：2015年５月８日」と示されている。

図表 6　ワシントンＤＣオフィス社設立までの経緯

年月日	内　　容
平成27年４月８日	ワシントン駐在が現地の弁護士と調整を開始した。
	現地の弁護士Aが国務省、内国歳入庁に照会
５月１日	ワシントンコア社を介してワシントン駐在職員に対し、法人の設立形態として３種類が提示された。

同日	ワシントン駐在職員がC-Corporationの形態で設立するよう回答した。
５月８日	現地の弁護士Bが発起人となり、ワシントンＤＣオフィス社の基本定款をコロンビア特別区政府に提出した。
同日	発起人による設立行為が書面により行われた。
５月12日	コロンビア特別区政府から法人設立証明書が発行され、５月８日から有効とされた。
６月17日	ワシントンＤＣオフィス社の取締役会が開かれ、沖縄県の申し出に応じて、沖縄県に対し1,000ドルの株式を発行する旨が決議された。

２　本来行われるべき事務処理

ワシントンD.C.に職員を駐在させるにあたって、本来は以下の流れで事務が処理されるべきだったと考えられる。

⑴　職員を駐在させるスキーム（仕組み、枠組みをいう。以下同じ。）を十分に検討し、特定する。

⑵　特定したスキームの実施に必要な庁内外の手続を洗い出す。

⑶　スキームに応じた県の意思決定と手続の整理を行う。

すなわち、まず、米国に事務所を設置している他の自治体の事例や、商工労働部所管の海外事務所の事例を参考に、県としてスキーム案を持った上で、現地の弁護士等に相談してスキームを特定する。ただし、この段階では、スキームは必ずしも一つに特定される必要はない。

さらに、そのスキームによって職員を駐在する場合に必要な手続については、総務部等の関係部局との調整、類似事例を所管する部局の事例収集などを通じて庁内外の手続を洗い出す。

このような過程を通じて最終的にスキームを一つに絞り込み、そのスキームで職員を駐在させることについて文書により意思決定を行うとともに、必要な手続について、要領を制定するなどして整理する。

これらの事務処理は、スキームにかかわらず、つまり、営利法人を設立するか、非営利法人を設立するか、又はその他の方法で駐在を設置するかにかからず、一般的に必要になると考えられる。

スキームとして何らかの法人を設立する方法が特定されたのであれば、総務部等の関係部局との調整により、例えば「公社等の指導監督要領」との関係や、職員の営利企業従事許可の要否等について整理する必要があること、出資する場合は地方自治法第243条の３第２項に基づく経営状況の報告が必要であることについても把握できたと考えられる。

なお、ワシントンＤＣオフィス社の設立に当たって、その出資金を、地方自治法施行規則に規定される支出科目である「(節）委託料」から支出したことについて、県としては、「(節）委託料」は、本来各節に区分される節を包含していること、事務所を設置する手段の特定も含めて委託した上で、委託業務の目的を達

成するために行われたものであることを踏まえ、出資金を委託料から支出することは可能であると考えている。

しかし、本件のように、委託契約締結後に事務所設置形態の検討が進み、出資を行うという判断に至ったのであれば、出資により県に権利や義務が生じることを踏まえ、文書により意思決定を行うべきであった。

その方法として、通常、予算の執行に係る意思決定は、予算執行伺いや支出負担行為として行われるが、本件については、委託業務に係る契約を締結するための予算執行伺い、支出負担行為が既になされているから、重ねて出資に係る予算執行伺いや支出負担行為を行うのではなく、委託業務の具体的な実施方法についての意思決定として、適宜の形式の文書により意思決定を行うべきだったと考えられる。

また、委託契約について出資額相当分を減額する変更契約を締結し、減額分を財務規則第24条に基づいて「(節) 委託料」から「(節) 投資及び出資金」に流用した上で、県として直接、出資を行う方法が、より原則的な方法であったと考えられる。このような方法で処理していれば、出資先の法人形態や出資に伴って必要となる手続を整理した上で改めて予算執行伺い、支出負担行為を行うことになるから、リスク発現の可能性を大きく下げることになったと考えられる。

また、ワシントン駐在職員がC-Corporationの形態で設立するよう回答したことについて、本来はワシントン駐在職員又は本庁の担当職員が起案し、文書による意思決定に基づいて回答すべきだったと考えられる。ただし、当時実際に行われた回答を受け取った相手方が、それを県の意思として受け取っても、信頼保護原則により、相手方は保護されるべきと考えられる。

第２節　活動資金の流れ等に関すること

百条委員会においては、ワシントンＤＣオフィス社において、いわゆる総勘定元帳など、通常、会社として作成すべき会計帳簿が作成されていなかったことと相まって、資金の流れが不透明であるとの指摘がなされた。

この点に関する事実関係及び県の考え方は次のとおりである。

１　活動資金の流れ

第２編第３章第４節で報告したとおり、ワシントンＤＣオフィス社は、独自の事業活動により収益を得るものではないため、その活動資金は、ワシントン駐在職員の活動等を支援するために県がワシントンコア社等に委託した業務に係る委託料の中から支出されていた。

すなわち、ワシントンＤＣオフィス社の支出は、基本的に、県がワシントンコア社に支払う委託料の内数である。

しかし厳密には、委託料は、契約額と実績額のいずれか低い方で精算する（すなわち、実績額が契約額を上回っている場合は、契約額でもって精算する）こと、

ワシントンコア社が実績額に含めなかった経費（例：銀行口座維持手数料）は委託料として精算されないことなどの理由により、図表７のとおり、ワシントンＤＣオフィス社の支出であって委託料には含まれてない経費もある。

図表 7　委託料とワシントンＤＣオフィス社の支出の関係

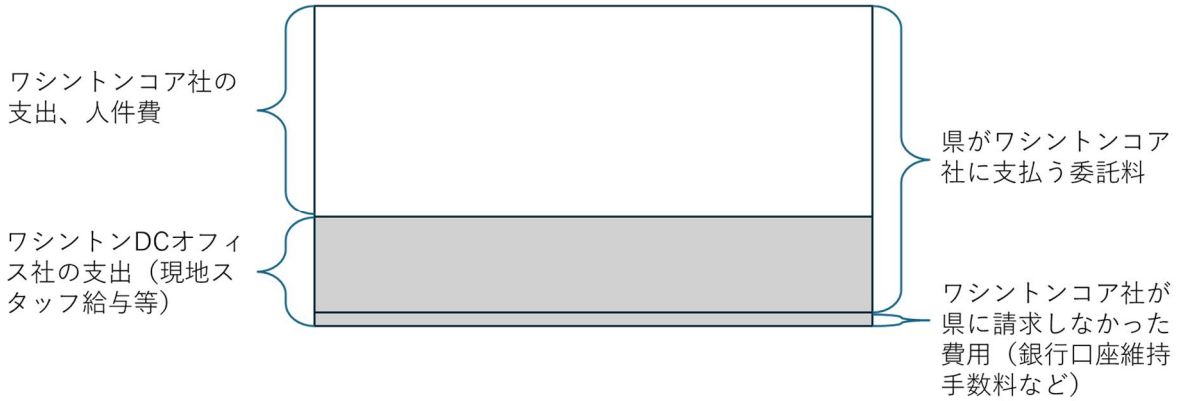

ここで、委託料の実績（ワシントンコア社が受託業務の実施に要した額として県に報告した実績）と、ワシントンＤＣオフィス社の支出を比較すると次の表のとおりである。

図表 8　委託料の実績とワシントンＤＣオフィス社の支出

	委託料の実績額（円）	DC社支出額（円）
H27	46,235,172	15,195,324
H28	64,821,802	14,007,781
H29	67,937,701	17,914,374
H30	61,929,847	24,213,722
R元	66,801,195	17,712,057
R２	60,442,135	18,338,238
R３	63,621,480	19,342,412
R４	62,065,406	24,627,870
R５	72,145,450	31,441,088
R６	75,829,016	30,970,391
小計	641,829,204	213,763,257

２　県が出資した1,000ドルについて

県がワシントンＤＣオフィス社に出資した1,000ドルについて、県は、ワシントンコア社がワシントンＤＣオフィス社の口座に振り込んだ資金の一部であると

位置付けており[46]、更に具体的に言えば、前節の「１　実際の経過」で報告した、平成27年７月10日にワシントンコア社からワシントンＤＣオフィス社に送金された３万ドルの一部である。

また、この1,000ドルは同社において現金として維持されることなく、同社の支出に当てられている。

第２編第３章第４節の図表３で示したとおり、ワシントンコア社からワシントンＤＣオフィス社に送金しただけでは、その送金額は経費として計上されず、ワシントンＤＣオフィス社を介して第三者等に支出してはじめて、ワシントンコア社の実績として計上される。出資金も、ワシントンコア社がワシントンＤＣオフィス社に送金したものであるため、実績報告書においては出資金として計上されていない。

一方、出資金を含め、ワシントンコア社がワシントンＤＣオフィス社に送った資金は、ワシントンＤＣオフィス社の支出に充てられており、これらの支出はワシントンコア社が委託業務の実施に要した経費の実績として県に報告され、精算されている。

なお、出資した資金が経費の支出に充てられたことについて、参考となる解説があるので、特に関係する部分を引用する。

会社法でいう資本金とは、抽象的な数額（金額）であって、お金のような実態のあるものではないことに注意する必要がある（その点は、後述する準備金や剰余金など、純資産の部の各項目についても同様である）。たとえば、１億円の出資（払込み）によりＡ株式会社を設立し（中略）、事業を開始したが、事業年度末日には資産が１円も残らなかったとしよう（たとえば、１億円かけて商品を製造したが、１個も売れず廃棄したとする）。その場合、純資産の額は０円になるが、資本金の額は１億円のままで変わりない。当期末の貸借対照表は末尾のようになる（△は、マイナスの額を表す）。

Ａ社貸借対照表

資産 ［なし］	負債 ［なし］ 負債の部の合計　０円
	純資産 資本金　１億円 その他の利益剰余金　△１億円 純資産の部の合計　０円
資産合計　０円	負債・純資産合計　０円

出典：田中亘「会社法（第４版）」，東京大学出版会，2023年　pp. 453-454

[46] 令和６年12月24日決裁知基第226号「ワシントン駐在が活動するための法人の設立について」

引用した解説を踏まえると、出資金が全て経費の支出に充てられることはあり得ることであり、ワシントンＤＣオフィス社に出資した1,000ドルが、ワシントンＤＣオフィス社の経費の支出に充てられたこと自体は、問題ないと考えられる。

３　ワシントンＤＣオフィス社の決算

ワシントンＤＣオフィス社は対価を得て商品やサービスを提供する活動を行っておらず、いわゆる収益は有していないが、マーキュリー社への委託料や現地スタッフの人件費等を経費として支出していた。

一方で、同社の経費に充てられる資金は、全て、ワシントンコア社が、沖縄県から受託した業務の一環として、ワシントン駐在職員の活動等を支援するためにワシントンＤＣオフィス社の口座に振り込む資金により賄われており、当該資金はワシントンＤＣオフィス社において日本の資本剰余金に相当するアディショナル・ペイドイン・キャピタル[47]として、受け入れられていた。

このような構造に基づき、資本取引と損益取引を区別する結果、ワシントンＤＣオフィス社の損益計算書上は、経費のみが計上され、毎年、赤字が発生する形となっている。貸借対照表上は、毎年の赤字が負の利益剰余金として累積するとともに、受け入れたアディショナル・ペイドイン・キャピタルが累積し、純資産の部において、概ね、負の利益剰余金の累積額に対応する額のアディショナル・ペイドイン・キャピタルが累積する形になっている。

また、ワシントンＤＣオフィス社は事業年度を１月から12月までとしており、県が令和７年２月10日に議会に提出した経営状況報告書で示されているように、各事業年度末において、貸借対照表の資産の部に現金が残る状態となっている。

この現金は、同社が営利活動を行って収益を得たことによるものではなく、ワシントン駐在職員の活動のために必要な経費として、ワシントンコア社から送金された現金が、県の会計年度の途中である12月末時点では、まだ残っていることによるものである。

一方で、各年の３月末時点でもワシントンＤＣオフィス社の銀行口座には現金が残っている。これは、ワシントンコア社が、３月末日でワシントンＤＣオフィス社の口座から資金を引き上げなかったことによるものである。

県がワシントンコア社に支払う委託料には、各年の３月末時点でワシントンＤＣオフィス社の口座に残っている現金分は含まれておらず、あくまで、実際に第三者に支払った実績に応じて支払っているものであり、３月末時点で残っている現金は、翌年度（４月１日以降）の支出に充てられ、翌年度の委託料において精算されている。

なお、ワシントンＤＣオフィス社を清算した令和７年６月13日時点の貸借対照表は、資産の部の合計額は０、負債は０、純資産の部においては、資本金1,000

[47] アディショナル・ペイドイン・キャピタルは、株主が出資金を払い込んだ後、出資金とは別に、追加的に会社に提供する資金であり、株主が一人の場合は、その資金に対しては、株式は発行されない。なお、日本においては株主が一人でも株式は発行されるものと承知している。

ドルとアディショナル・ペイドイン・キャピタル1,672.786.95ドルの合計1,673,786.95ドルが、清算日までの「その他利益剰余金」の負の累積額（いわゆる累積赤字）△1,673,786.95ドルと相殺されて、０となっている。

図表 9　清算時の貸借対照表

ワシントンＤＣオフィス社貸借対照表
（令和７年６月13日）

（単位：ドル）

資産	0.00	負債	
		負債の部の合計	0.00
		純資産	
		資本金	1,000
		資本剰余金（※）	1,672,786.95
		その他の利益剰余金	△1,673,786.95
		純資産の部の合計	0.00
資産合計	0.00	負債・純資産合計	0.00

※アディショナル・ペイドイン・キャピタル

４　ワシントンＤＣオフィス社の銀行口座と入出金内容

平成27年６月、ワシントンＤＣオフィス社はBANK OF AMERICAに口座を開設しており、当該口座において利息は生じていない。

また、いわゆる通帳は発行されていないが、入出金履歴はウェブ上で確認できるようになっている。

県は、ワシントン駐在職員から、口座を開設した2015年７月以降全ての月のワシントンＤＣオフィス社の入出金履歴を入手し、各年度の委託業務の実績報告書に添付されている領収書の写し等の証拠書類と照らし合わせて、金額や入出金の内容を確認した。

平成27年の設立以降の会計年度ごとの入出金の内容及び監査結果報告書において内容が確認できなかったと指摘された入出金の内容については、次の表10及び表11のとおりである。

図表 10　設立以降の入出金の内容

年度	入金額及び内容	出金額及び内容（単位：ＵＳドル）	
H27	124,750ドル 事務所運営資金及びマーキュリー社への支払用資金	マーキュリー社への支払	101,275.00
		FARA登録手数料	305.00
		コロンビア特別区フランチャイズ税	250.00
		銀行手数料（※１）	18.00
		ワシントンコア社への返金	20,000.00
		合　　計	121,848.00
H28	155,530ドル 事務所運営資金及びマーキュリー社への支払用資金	マーキュリー社への支払	109,500.00
		現地スタッフ採用に係る手数料	8,000.00
		現地スタッフ給与、現地スタッフ健康保険料	9,129.55
		コロンビア特別区フランチャイズ税	250.00
		銀行手数料	30.00
			126,909.55
H29	181,176.25ドル 事務所運営資金及びマーキュリー社への支払用資金	マーキュリー社への支払	109,500.00
		現地スタッフ給与、現地スタッフ健康保険料	48,910.16
		銀行手数料	15.00
		合　　計	158,425.16
H30	218,001.09ドル 事務所運営資金及びマーキュリー社への支払用資金	マーキュリー社への支払（※２）	164,250.00
		現地スタッフ給与、現地スタッフ健康保険料	50,324.72
		コロンビア特別区フランチャイズ税	250.00
		銀行手数料	175.00
		合　　計	214,999.72
R元	165,502.57ドル 事務所運営資金及びマーキュリー社への支払用資金	マーキュリー社への支払	109,500.00
		現地スタッフ給与、現地スタッフ健康保険料	52,538.37
		コロンビア特別区フランチャイズ税	250.00
		銀行手数料	120.00
		合　　計	162,408.37
R２	173,600.15ドル 事務所運営資金及びマーキュリー社への支払用資金	マーキュリー社への支払	109,500.00
		現地スタッフ給与、現地スタッフ健康保険料	59,416.66
		銀行手数料	90.00
		合　　計	169,006.66
R３	178,732.23ドル 事務所運営資金、マーキュリー社への支払用資金及び税調整額	マーキュリー社への支払	109,500.00
		現地スタッフ給与、現地スタッフ健康保険料	63,992.65
		コロンビア特別区フランチャイズ税	500.00
		銀行手数料	90.00
		合　　計	174,082.65
R４	187,518.37ドル 事務所運営資金、マーキュリー社への支払用資金及び税調整額	マーキュリー社への支払	100,000.00
		現地スタッフ給与、現地スタッフ健康保険料	83,307.22
		コロンビア特別区フランチャイズ税	250.00
		合　　計	183,557.22

つづき

年度	入金額及び内容	出金額及び内容	
R５	225,961.15ドル 事務所運営資金及びマーキュリー社への支払用資金	マーキュリー社への支払	100,000.00
		現地スタッフ給与、現地スタッフ健康保険料	124,828.64
		コロンビア特別区フランチャイズ税	250.00
		携帯電話使用料	703.66
		銀行手数料	30.00
		合　　計	225,812.30
R６	202,921.96ドル 事務所運営資金及びマーキュリー社への支払用資金	マーキュリー社への支払	100,000.00
		現地スタッフ給与、現地スタッフ健康保険料	98,570.58
		携帯電話使用料	844.35
		合　　計	199,414.93
R７	12,106.86ドル 事務所運営資金	現地スタッフ給与、現地スタッフ健康保険料	11,946.86
		携帯電話使用料	160.00
		合　　計	12,106.86

※１　銀行手数料については、各年度とも、ワシントンコア社が事業に要した経費として計上しておらず、したがって県に請求されていない。

※２　平成30年度は、マーキュリー社に振り出した小切手が一度現金化されたものの、口座残高が不足していたために現金化を取り消し、ワシントンコア社からワシントンＤＣオフィス社に所要額を送金した上で、改めて現金化している。このため、マーキュリー社への支払額が164,250ドルとなっているが、このうち54,750ドルは取り消されたものであり、実際にマーキュリー社が受け取ったのは109,500ドルである。なお、54,750ドルの現金化の取消に伴って、同額を口座に戻す形の入金が発生している。

図表 11　監査で明らかにするよう勧告された入出金の内容

内容が確認できなかったとされている入出金	左の内容
平成27年　124,750ドルの入金	７月10日　事務所運営資金としてコア社から30,000ドルを入金した。 ７月24日　マーキュリー社への支払に充てる資金としてコア社から54,750ドルを入金した。 11月12日　マーキュリー社への支払に充てる資金としてコア社から40,000ドルを入金した。
平成28年　109,628ドルの入金	５月５日　マーキュリー社への支払に充てる資金としてコア社から54,750ドルを入金した。 ６月14日　事務所運営資金としてコア社から200ドルを入金した。（口座維持手数料が生じないよう、残高3,000ドル以上を維持するため） 11月22日　駐在職員用に開設していた２つの口座を解約するに当たり、同口座の口座維持手数料が発生しないようにコア社が入れていた資金（3,000ドル、3,004ドル）を、事務所の運営資金としてワシントンDCオフィス社の口座に入金した。 11月22日　マーキュリー社への支払に充てる資金としてコア社から48,674ドルを入金した。

平成29年　140,806ドルの入金	１月23日　事務所運営資金としてコア社から43,000ドルを入金した。 ５月22日　マーキュリー社への支払に充てる資金及び事務所運営資金としてコア社から97,805.8ドルを入金した。
平成27年　101,275ドルの出金	８月10日　７月29日にマーキュリー社に振り出した54,750ドルの小切手が現金化された。 11月23日　11月16日にマーキュリー社に振り出した46,525ドルの小切手が現金化された。
平成28年　129,500ドルの出金	３月15日　事務所運営資金としてコア社が入れていた資金のうち、当面使用予定のない20,000ドルをコア社に送金した。 ５月24日　５月９日にマーキュリー社に振り出した54,750ドルの小切手が現金化された。 11月29日　11月23日にマーキュリー社に振り出した54,750ドルの小切手が現金化された。
平成29年　117,750ドルの出金	２月21日　２月９日に現地スタッフ採用のために使用した人材あっ旋会社に対して振り出した8,000ドルの小切手が現金化された。 ３月30日　コロンビア特別区フランチャイズ税を納めるために振り出した250ドルの小切手が現金化された。 ５月30日　５月22日にマーキュリー社に振り出した54,750ドルの小切手が現金化された。 12月13日　12月６日にマーキュリー社に振り出した54,750ドルの小切手が現金化された。

５　支出の一部がワシントンＤＣオフィス社を介して行われた理由

ワシントンＤＣオフィス社の主な支出は、マーキュリー社への支払、現地スタッフの人件費（給与、雇用者税、健康保険料）である。

これらをワシントンＤＣオフィス社が支出した理由は、それぞれ次のとおりである。

まず、マーキュリー社については、同社もまた、沖縄県の代理人として外国代理人登録法（ＦＡＲＡ）に基づく登録を行っており、沖縄県から資金を受け取っている旨を米国司法省に報告し、その報告が公開されている。実態としても、沖縄県は、ワシントンコア社とマーキュリー社からなる共同企業体と契約し（令和３年度以降）、又は、沖縄県と契約したワシントンコア社がマーキュリー社に業務の一部を再委託しており（平成27年度から令和２年度まで）、マーキュリー社は沖縄県から資金を受け取っている。しかし、共同企業体の代表者又は沖縄県との直接の契約者であるワシントンコア社が沖縄県から受け取った資金を直接マーキュリー社に提供した場合は、沖縄県から資金を受け取っているとする報告と齟齬が生じかねない。そこで、外国代理人登録法に基づく上記報告と可能な限り整合を図るため、沖縄県が100パーセント所有するワシントンＤＣオフィス社から支払を行ったものである。このことによって、本来不要な経費が発生したものではないが、資金の流れが複雑になり、疑念を招く一因となった。

共同企業体に対しては、各構成員に対して県が直接委託料を支払う方法、共同企業体が組成されていない場合は、県がマーキュリー社と直接契約して直接支払うなどの方法により処理すべきだったと考えられる。

現地スタッフの人件費については、現地スタッフの雇用主がワシントンＤＣオフィス社であることから、同社において支出していたものである。

第３節　ビザ取得に関すること

百条委員会では、ビザの申請内容が虚偽ではないか、地方公務員はＬ１ビザを取得できるのか、ワシントンＤＣオフィス社の役員としてＬ１ビザを取得しつつ県職員として日米租税条約の適用を受けることは可能かという点が論点となった。

この点に関する事実関係及び県の考え方は次のとおりである。

１　雇用関係に関するビザ請願書の記述

ワシントン駐在職員のビザを巡っては、ワシントンＤＣオフィス社が米国移民局に提出したビザ請願書における「何々氏は日本の沖縄県に直接雇用されることはありません。」との記述が事実と異なるのではないかという疑念が生じた。

この記述の趣旨については、米国の移民法専門弁護士から、文献[48]に基づいて、米国の移民法上、「外国企業に雇用され続け、したがって、米国企業から何らの管理・監督を受けない者」については米国における雇用関係が成り立たず、Ｌ１ビザの対象として認められないことを踏まえた記述である旨、回答を得ている。

実例としても、「外国企業に直接雇用され、米国現地事務所からは何ら指揮監督を受けないこと」を理由としてＬ１ビザの発給が拒否された事例[49]がある。

県としては、移民法専門弁護士の回答や文献の解説、事例を踏まえ、ビザ請願書における「何々氏は日本の沖縄県庁に直接雇用されることはありません。」との記述は、ビザを申請する者が県に雇用される県職員としての立場だけで米国に滞在しようとしているのではなく、ワシントンＤＣオフィス社の役員としての地位を有し、同社の経営等の業務に従事し、同社との間に移民国籍法上の雇用関係を有するという立場でもって米国に滞在していることを示すためのものと理解している。

なお、米国移民局（ＵＳＣＩＳ）ポリシーマニュアルにおいて、Ｌ１ビザ発給の適否を判断するに当たって、Ｌ１ビザ申請者の給与が米国企業から支払われる

---

[48] 移民国籍法について解説するKurzban's Immigration Law Sourcebookにおいて、「3.f. 外国企業による直接雇用（Employment）は禁止－引き続き外国企業により雇用され、米国企業による管理を全く受けない（したがって米国企業との雇用者・被雇用者の関係が否定される）受益者は、L-1の資格を満たさない。」とされている。

[49] Interim Decision #2865 MATTER OF PENNER In Visa Petition Proceedings HEL-N-3070 Decided by Commissioner March 1, 1982
<https://www.justice.gov/sites/default/files/eoir/legacy/2012/08/14/2865.pdf>

か、外国企業から支払われるかは、一般的には大きな影響を与えない旨が明記[50]されている。このことは、Ｌ１ビザ申請者が米国企業に雇用された上で、外国企業から給与の支払を受けることが想定されていることの表れと考えられる。

ワシントン駐在職員についても、ビザ請願書において、給与は沖縄県から支給されることを明記し、沖縄県との雇用関係[51]が継続していることを示していることからも、虚偽の申請との指摘は当たらないと考えている。

しかし、この記述の意図が分かりにくく、混乱や疑念を招いたことは否めない。この点も、第４編第１章で報告するリスク発現の要因に起因して、より適切な表現等についての検討が十分でなかったと考えられる。

２　駐在職員の認識との整合性

令和７年３月14日の百条委員会において運天参考人から、専ら県職員としての身分、自覚で活動していた旨の答弁があったことについて、Ｌ１ビザ取得者本人の認識とビザの申請内容に齟齬があるのではないかとの指摘も行い得る。

しかし、運天参考人は、Ｌ１ビザを取るためには法人が必要だと聞いていた旨も答弁している。

これらを踏まえれば、運天参考人の答弁は法人があることを認識してＬ１ビザを取得し、県職員としての責任、自覚を伴ってワシントン駐在職員としての担当事務に従事し、対外的にも基本的に県職員としての立場で活動していたということを述べたに過ぎないと考えられる。

３　Ｌ１ビザの対象となる職位との整合性

Ｌ１ビザの対象となる職位は、管理的職位、経営的職位又は専門的知識を要する職位とされており、ワシントン駐在職員がＬ１ビザを取得するためには、その従事する業務がＬ１ビザの対象となる職位に見合ったものとなる必要がある。実際のワシントン駐在職員のビザ請願書において、職員が従事するものとして示された業務を例示すれば、以下のとおりである。

（ア）沖縄県知事が設定した政策目標を決定、策定、実行し、沖縄県知事公室と協議して、ワシントンＤＣオフィス社に全体的な指示を与える。

（イ）米国と沖縄の政治、経済、文化関係を拡大し、強化するための新しい機会を模索し、開発し、必要に応じて知事に代わって行政イニシアティブをとる。

---

[50] 米国移民局ポリシーマニュアル <https://www.uscis.gov/policy-manual/volume-2-part-l-chapter-5>

[51] 公務員の採用については、「『相手方の同意を要する行政行為』と考えるべきである」、「契約的色彩が強いが、同時に任用の手続が法定され、（中略）、その意味では公法上のものであると言わざるを得ない。」とされている（逐条地方公務員法 p226）。ここでいう雇用には民法上の雇用関係のみならず、こうした公法上の関係も含んでいる。

（ウ）沖縄県知事のワシントンD.C.訪問を指導し、米国国務省（ＤＯＳ）、米国国防総省（ＤＯＤ）と直接提携し、沖縄県の最新動向を提供し、沖縄県の現状に関する相互理解を促進する。

これらは基本的に、知事が決定した方針（新・沖縄２１世紀ビジョン基本計画、重点施策等）や駐在等規程において示されたワシントン駐在の担当事務（沖縄の基地問題に関連する情報収集、情報発信等に関すること。）に基づいて具体的な取組を実施するに当たっての職務内容を記したものであり、駐在職員は、実際にこれらの職務を行っていた。

米国政府においてビザ請願書を審査し、こうした業務が、Ｌ１ビザの対象である経営、管理業務の要件を満たすものと判断された結果、ビザ申請が認められたものと考えられる。

なお、ワシントン駐在職員は、駐在職員であるから県の所属機関、すなわち知事公室や基地対策課の所属長の指揮を受けるが、Ｌ１ビザの要件として、一般的な監督や指示（general supervision or direction）を受けることは認められている[52]。

４　Ｌ１ビザを取得することと日米租税条約の適用を受けることの整合性

日米租税条約第18条は、米国で勤務する地方公共団体の職員が、当該地方公共団体から給与の支払を受ける場合、日本においてのみ課税される旨を規定している。

ワシントン駐在職員は申告の際、その適用を受ける旨申告していたことから、米国においては課税されていなかった。

この点について、県職員であることを前提に県から給与の支払を受けて日米租税条約の適用を受けることと、ワシントンＤＣオフィス社に雇用されることを前提にＬ１ビザを取得することは両立しないのではないかという主旨の指摘[53]があった。

県から給与が支払われている事実はあるため、日米租税条約の適用を受けることについて問題はなく、このような指摘の背景にあるのは、Ｌ１ビザを申請する際の「何々氏は日本の沖縄県庁に直接雇用されることはありません。」という文言と実態との整合性についての疑問であると考えられる。

このような疑問に対する県の考え方は、53ページから54ページにかけて報告したとおりであり、日米租税条約の適用を受けることと、Ｌ１ビザの取得は矛盾するものではないと考えている。

---

[52] 米国移民局ポリシーマニュアル
<https://www.uscis.gov/policy-manual/volume-2-part-l-chapter-6>

[53] 第３回調査検証委員会後のブリーフィングにおける委員の発言

第４節　駐在職員の身分取扱いについて

議会本会議や百条委員会では、ワシントン駐在職員が、日本の株式会社に相当する形態の法人であるワシントンＤＣオフィス社の役員の地位を兼ねることについて、地方公務員法上の営利企業従事許可が必要ではないかという点が論点となり、駐在職員が営利企業従事許可を得ていなかったことについて違法状態が継続しているのではないかという指摘があった。

また、県を退職させてワシントンＤＣオフィス社に派遣する形をとるべきではないかという点も論点となった。

これらの点に関する事実関係及び県の考え方は次のとおりである。

１　営利企業従事許可の要否について

地方公務員法第38条は次のように規定している。

○地方公務員法 第38条　職員は、任命権者の許可を受けなければ、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下この項及び次条第一項において「営利企業」という。）を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。ただし、非常勤職員（短時間勤務の職を占める職員及び第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員を除く。）については、この限りでない。 ２　人事委員会は、人事委員会規則により前項の場合における任命権者の許可の基準を定めることができる。

同条第１項を図で示せば、以下のとおりである。

図表 12　地方公務員法第38条第１項

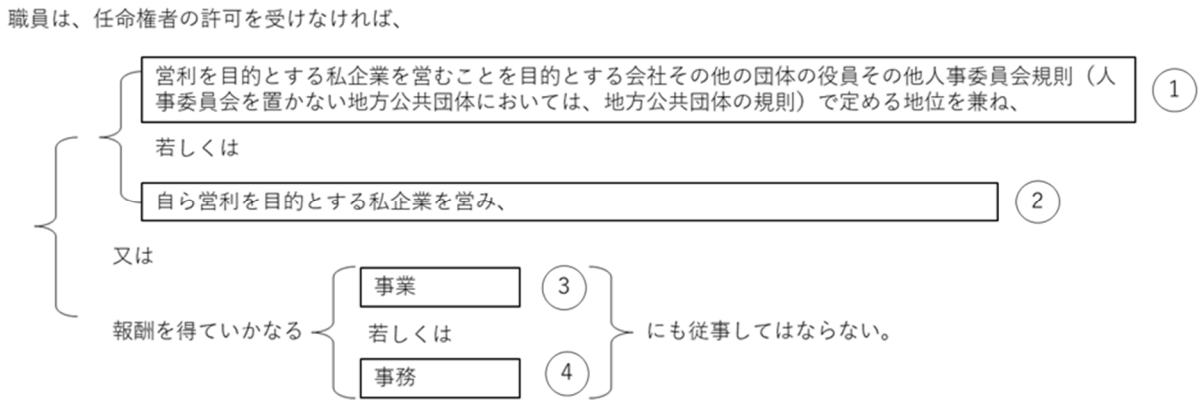

ワシントンＤＣオフィス社は、第２編第４章第１節で報告したように、ワシントンD.C.の法令上、営利会社として設立されているものの、その活動はワシント

ン駐在の担当事務の範囲内のものであり、営利活動、すなわち、商品やサービスを販売し、収益を得て利益を蓄積し、株主に利益を配当するような活動は行っていない。

このため、県としては、ワシントンＤＣオフィス社は、実質的に見れば、営利企業又は営利企業類似の活動を行っているものではないことから、営利企業従事許可については不要と考えていたが、以下の考え方により、許可が必要と判断した。

すなわち、地方公務員法第38条第１項にいう「営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体」には、会社法に基づいて設立される合名会社、合資会社及び株式会社、その他営利行為を業とする社団も含まれ、農業協同組合、水産業協同組合、森林組合、消費生活協同組合等は、実質的には営利企業類似の行為も行っているのであるが、それぞれを規制する法律で営利を目的とはしないものとされているため、ここでいう「その他の団体」には該当しないものと解されている[54]。

この考え方に基づけば、実質的に営利企業又は営利企業類似の活動を行っているかどうかではなく、設立根拠となる法律により営利企業従事許可の要否を判断するのが適当と考えられる。

そうすると、ワシントンＤＣオフィス社が、ワシントンD.C.の法令上、営利会社として設立されている以上、ワシントンＤＣオフィス社の役員の地位を兼ねることは、図表12の①に該当し、営利企業従事許可を必要とすると判断した。

また、営利企業への従事等が許可制とされている趣旨は、職務遂行上、能率の低下を来すおそれがないこと、当該営利企業と職員が属する地方公共団体との間に相反する利害関係を生じるおそれがなく、かつ、その他職務の公正を妨げるおそれがないこと、並びに職員及び職務の品位を損ねるおそれがないことの３点を確認するためとされている。

令和６年12月25日、当時、駐在していた職員から営利企業従事許可の申請を受け、営利企業従事許可の趣旨に照らして、ワシントンＤＣオフィス社の役員の地位を兼ねることを検討し、いずれの要件も満たされると考えられることから、翌26日に許可したものである。

２　営利企業従事許可を取得していなかった期間について

⑴　過去の営利企業従事に係る許可申請の適否

ワシントン駐在職員がワシントンＤＣオフィス社の役員の地位を兼ねることの許可については、その効力を遡及させず、また、既に駐在期間を終えた職員については許可の申請を求めていない。このことについて、過去に許可を得ずにワシントン駐在職員がワシントンＤＣオフィス社の役員の地位を兼ねていたことは違

[54]逐条地方公務員法 p. 806.

法であり、現在もその違法状態は継続しているのではないかとの疑念が呈された[55]。

地方公務員法第38条については、「職員が公務以外の事業など、特に営利性のある事業に従事したり、報酬を伴う仕事を行ったりするときは、人間の性としてとかくそのことに注意と関心を奪われ、知らずのうちに職務に対する集中心が欠けることとなるおそれがある。そこで本条は、原則的かつ画一的にこのような行為を行うことを禁止し、もって職員の職務専念義務が損なわれることを未然に防止しようとしたものであり、（中略）許可を要件として例外を認めることとしているのである。」と解されている[56]。

このように、地方公務員法第38条の目的が、職務に対する集中心が欠けること等を「未然に防止」することなのであれば、地方公務員法第38条が想定しているのは、将来における営利企業への従事等であると考えられ、過去における営利企業への従事等について同条に基づいて許可を行うことは適当ではないと考えられる。

⑵　「違法状態が継続している」との指摘について

令和６年12月26日以降、許可を得ずにワシントンＤＣオフィス社の役員の地位を兼ねている職員はいないため、職員が許可を得ないまま営利法人の役員の地位を兼ねるという意味での違法な状態が継続している事実はない。「違法状態の継続」と指摘される状態は、正確には「過去において許可を得ずにワシントンＤＣオフィス社の役員の地位を兼ねたことに伴う職員の責任がとられていない状態」のことと考えられる。

過去において許可を得るべきであったことについては、法定手続と認識の欠如に係る、職員の責任の有無及び程度に関することであり、許可を申請しなかったことについての職員の過失の有無、程度、許可の要否に関する県の認識等の事情を踏まえて判断すべきものと考える。

３　公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律との関係について

沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（以下、この小節において「派遣条例」という。）は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（以下この小節において「派遣法」という。）に基づいて制定されている。

派遣法に基づく退職派遣については、同法が国会に提案された当時の政府による趣旨説明において「任命権者が、当該地方公共団体が出資している株式会社または有限会社のうちその業務が公益の増進に寄与するとともに地方公共団体の事務または事業と密接な関連を有するものであり、かつ、地方公共団体の施策の推

[55] 令和７年第５回沖縄県議会　９月22日　宮里洋史議員の発言
[56] 逐条地方公務員法 p. 803.

進を図るため人的援助が必要であるものとして条例で定めるものの業務に専ら従事させるため、職員に退職を要請し、これに応じて退職した職員を当該業務に従事させるもの」[57]とされている。

ワシントンD.C.に駐在する職員は、安定的に滞在し活動できるよう、常時、ワシントンＤＣオフィス社の役員の地位を兼ねた上で、県（所属長）の指揮の下で沖縄の基地問題に関する情報収集、情報発信等の業務に従事していたものである。

すなわち、ワシントンＤＣオフィス社は、県が職員をワシントンに駐在させて活動させる上での受け皿として設立したものであるから、同社独自の業務について県が人的支援を行うものではなく、また、職員が同社の業務に専ら従事していたものではないため、ワシントン駐在職員がワシントンＤＣオフィス社の役員の地位を兼ねることは、同法に基づく退職派遣に当たらない。したがって、ワシントンＤＣオフィス社は派遣条例上の特定法人として位置付けられるべきものではないと考えている。

第５節　公文書に関すること

令和６年12月20日の沖縄県議会本会議において「ワシントン駐在問題の調査に関する動議」、すなわち地方自治法第100条に基づく調査関する動議が提出された。

動議の提案の理由及び概要の中で、公文書に関することとして、「５、虚偽文書作成や文書偽造の疑い。」を示した上で、「委託契約書や完了実績報告書等への虚偽事実の記載疑惑、本業と兼業の区分けができない職員給与支払いの違法性、ビザ申請・ＦＡＲＡ報告への虚偽記載の疑い、県に対する虚偽の罪の有無。」が指摘されている。

これらの項目について、県が把握している事実及び県の認識は以下のとおりである。

１　委託契約書や完了実績報告書等への虚偽事実の記載疑惑

動議の提案理由の中で言及されている完了実績報告書は、県がワシントンコア社と交わした委託契約の契約書第８条に基づいて提出される実績報告書のことと推察される。

平成27年度の実績報告書において、日本の株式会社に相当する法人を設立したことは明記されていないものの、法人を設立したことについては、コロンビア特別区政府が発行した法人設立証明書の抄訳を掲載する形で明記されている。

より丁寧、正確な報告を求める余地は考えられるものの、虚偽の事実が記載されたという事実は認められない。

---

[57] 衆議院地方行政委員会議録第９号　平成12年４月13日

２　本業と兼業の区分けができない職員給与支払いの違法性

営利企業従事許可の手続をとった理由は前節の１で報告したとおりである。

また、営利企業への従事等が許可制とされている趣旨は、職務遂行上、能率の低下を来すおそれがないこと、当該営利企業と職員が属する地方公共団体との間に相反する利害関係を生じるおそれがなく、かつ、その他職務の公正を妨げるおそれがないこと、ならびに職員及び職務の品位を損ねるおそれがないことの３点を確認するためとされており、営利企業の役員を兼ねる場合も、この３点を満たす必要がある。

ワシントン駐在職員は、ワシントンＤＣオフィス社の役員の地位を常時兼ねていたものの、県職員の身分も併せ持ち、ワシントンＤＣオフィス社の役員の地位を兼ねている時間帯においても、専ら同社の役員として同社特有の業務に従事する場合を除き、常時、県職員としてワシントン駐在の担当事務を行っていることに変わりはなく、また、ワシントンＤＣオフィス社の役員の地位を兼ねることが、職務に対する集中を妨げるなど、職務遂行上、能率の低下を来すおそれはない。

また、ワシントンＤＣオフィス社は、ワシントン駐在職員の受け皿として設立されたものであり、同社と沖縄県との間に相反する利益関係を生じるおそれはなく、かつ、職務の公正を妨げるおそれはない。さらに、職員及び職務の品位を損ねるおそれもない。

このような整理のもとに営利企業従事許可を行うこと、さらに、当該許可を受け、常時、県職員としてワシントン駐在職員の担当事務を行っている職員に対して条例に基づいて給与を支給することに違法性はないと考えている。

３　ビザ申請・ＦＡＲＡ報告への虚偽記載の疑い

ビザ申請については、本章第３節で説明しているとおりであり、虚偽記載の事実は認められない。

また、ＦＡＲＡについては、調査検証委員会報告書の16ページにおいて、「県とＤＣオフィス社には契約関係がないため（中略）ＤＣオフィス社は県を依頼人とした政治的活動を実施できないとも考えられる。」とある。しかし、外国代理人登録法§611(c)(2)は、代理人の定義として契約関係の有無を問わないことを明記しており、ＦＡＲＡ登録の様式上も、契約関係以外の関係も想定されている。

具体的には、ＦＡＲＡ登録にあたっては、同法に基づく登録申請書に添付する別紙Ｂ（Exhibit B）において、外国の主体と代理人との関係を示すことになっており、別表Ｂにおいては、

□　正式な書面による契約に基づく関係
□　正式な書面による契約は存在せず、書簡の交換に基づく関係
□　正式な書面による契約や書簡の交換に基づくものではない関係

の３つのパターンから選択し、それぞれ根拠となる資料を添付し、又は、詳細を記述することが求められている。

ワシントンＤＣオフィス社は、「正式な書面による契約や書簡の交換に基づくものではない関係」として登録し、沖縄県が完全に所有する法人であり、その所有関係に基づいて、代理人として活動することを明記して登録している。

したがって、ＦＡＲＡ報告に関する調査検証委員会報告書の指摘を踏まえても、ＦＡＲＡ報告に関して、虚偽記載の事実は認められない。

４　県に対する虚偽の罪の有無

動議の提案の理由及び概要において「県に対する虚偽の罪」の具体的な内容については言及されておらず、その内容は必ずしも明らかではないが、一連の経緯において、県に対して虚偽の報告がなされた事実、又は県として虚偽の申請等を行った事実は認められない。

第５章　その他の主要な論点

第１節　設立後に是正できなかったことについて

調査検証委員会等から、設立の際に必要な手続がなされなかったこととは別に、設立後、是正につながる機会があったにもかかわらず、是正できなかったことが指摘された。

この点に関する事実関係及び県の考え方は次のとおりである。

１　経過

調査検証委員会報告書においては、平成27年６月10日、平成29年５月頃及び令和２年11月13日に、瑕疵を治癒する機会があった旨が指摘されている。

平成27年６月10日というのは、同年６月２日の沖縄タイムスにおいて、知事が法人設立証明書[58]を持つ写真が掲載された後、本庁から駐在職員に対して問合せを行い、コロンビア特別区政府が発行した法人設立証明書等をワシントン駐在職員が地域安全政策課に送付した時期を指していると思われる。令和７年２月７日の百条委員会においても、山里参考人が以下のように答弁している。

○山里参考人の答弁（令和７年２月７日） 法人登録証ですね、当然沖縄側の当時の地域安全政策課にも送付しております。

また、平成29年５月頃というのは、百条委員会において参考人が答弁しているように、平成29年４月に赴任した職員が、株式の公有財産登録が必要である可能性について一定の認識に至り、本庁に連絡した時期を指していると思われる。平成28年度までのワシントン駐在職員（山里氏）と平成29年度から駐在したワシントン駐在職員（運天氏）が、それぞれ参考人として百条委員会で以下のとおり答弁しており、それぞれ相手方の認識についての認識は異なるものの、引継ぎの際に株式について認識したことは一致している。

○山里参考人の答弁（令和７年２月７日） ２代目の運天所長が来たとき、基地対策課の課長でワシントン駐在を当時所管していたので、この法人登録証とか全部引き継ぎました。そのときに、運天所長すぐにですね、そういえば株式会社の公有財産登録まだやっていないんだよなと。認識していましたよ。

○運天参考人の答弁（令和７年３月14日） 株式会社としたこと、株式会社という形ですね、ちょっと今でも少し疑問なんですが、平成29年４月に、私、２代目の事務所長としてＤＣに赴任いたしました。そのとき、山里氏から定款の書類を見せられて、説明を受けて驚

[58] 記事においては「事務所の開設許可証」とされている。

いたというのが、そういう状況でした。それまでインクというのが、有限責任の法人ということの認識しかございませんでした。株式がある法人という認識はございませんでした。基地対策課が平成28年度からこのワシントン事務所の運営の委託業務を地域安全政策課から引き継いだんですが、その委託業務関係の書類にもそのような株式があるとか、そういった記載はなかったと思っております。
　そのとき、株式があるとの説明に、私は公有財産登録というのをやっているかということを聞きました。
　この株式、それは、その株式の存在を示す台帳とか資料をこれまで見たことがなかったものですから、その確認をしたということです。

さらに、令和２年11月には、当時のワシントン駐在から、株式を発行したような記載がある書類があるとの問合せを受けて、本庁において関係職員に対し経緯等についての聞き取りを行っている。

しかし、実際に株式が発行されたことは確認できず、ワシントンＤＣオフィス社が日本国内における株式会社に相当する法人かどうか判断できない状況だった。

その後、これ以上の確認作業は行われず、当時のワシントン駐在職員の問合せを契機として改善の措置が講じられるには至らなかった。

２　設立時点以降の対応状況

ワシントンＤＣオフィス社が設立された後、ワシントン駐在職員が活動するための資金提供の方法や、海外に事務所を設置した際に登記する必要性を検討した形跡はあるものの、会社設立そのものについて手続の必要性を検討した形跡は見られない。

１で示した、調査検証委員会が指摘する３回の「瑕疵を治癒する機会」を含め、設立後の主な経緯をまとめると、図表13のとおりである。

図表 13　ワシントンＤＣオフィス社の設立後の主な経緯

年月日	内　　容
平成27年６月２日	沖縄タイムスにおいて、知事が法人設立証明書を持つ写真が掲載された。
６月10日	ワシントン駐在職員が本庁に基本定款及び法人設立証明書を送付した。
平成29年４月	ワシントン駐在職員の交代に伴い、引継ぎが行われた。
５月	R7.3.14の百条委員会において運天参考人は以下のように答弁している。 ○運天参考人　担当のほうに、私は、こういうのがあるんだけれど、額も小さいし、その裏付けになる資産もないんだけど、それが日本の自治法でいう株の資産に当たるのかどうかというのを確認して、もし必要であれば、登録してくださいと、登録したほうがいいよというようなことを伝えました。

	調査検証委員会が指摘するH29.5頃というのは、運天氏が本庁（基地対策課）にこのような連絡をした時期を指していると思われる。
令和２年11月	当時のワシントン駐在職員から本庁（基地対策課）に対し、株が発行されているような記録があるため、経緯を確認して欲しい旨の連絡があり、本庁において過去の駐在職員等に聴取り調査を行った。その時点では、実際に株が発行されたことを確認できず、それ以上の調査は行われなかった。

３　改善の措置が講じられなかった要因

平成27年６月、平成29年５月に、改善の措置が講じられなかった理由は、本庁職員及びワシントン駐在職員が、米国においてどのようなスキームで駐在が設置されているか、また、日本の会社法や地方自治法等に照らしてどのように整理されるべきかについて正確な把握に至らず、さらに、ワシントン駐在職員は本庁で適正に整理しているものと考えたためと考えられる。

令和２年11月時点では、過去の駐在職員等に聴取り調査を行った直後に、11月議会その他の対応業務があったこと、また、ワシントン駐在職員がいわゆる営利活動を行っていない、すなわち駐在目的から外れた活動は行っていないのは明らかであったこと等から、それ以上の確認作業は行われなかった。

これら３回の機会を含め、ワシントンＤＣオフィス社の設立から令和６年10月までの間、当時の所管課、すなわち地域安全政策課又は基地対策課において、事実確認の必要性が正しく認識されず、結果的に改善のために必要な措置を講じる機会を逸したことについて、重く受け止める必要がある。

また、設立時の関係者がほとんど異動した平成29年度以降については、設立時に適切に処理されている「だろう」という意識が働いた可能性がある。

行政として、その都度適切に事務を処理すべきであることは当然であり、過去の処理を一つずつ疑うことは効率的な事務処理に支障を生じさせる。このため、適切に処理されていることを前提に検討することに一定の合理性はあるものの、問題に気づく機会を失う原因となることを認識する必要がある。

第２節　ワシントンＤＣオフィス社に関する議決の要否について

議会では、ワシントンＤＣオフィス社の設立等に係る追認や同社の解散について、議会の議決の要否が論点となった。

そこで、地方自治法（以下この節において「法」という。）第96条について、ワシントンＤＣオフィス社の設立や解散に関係し得る同条第１項第２号、第６号、第８号、第10号及び第15号並びに同条第２項について検討すると以下のとおりである。

なお、法における議会の議決とは、団体（県）の意思としての議決と、議会の意思としての議決とがあり、前者として議会が議決すべきものは、法第96条に掲げられたものに限られる、いわゆる制限列挙であるとされている[59]。

１　法第96条第１項第２号及び第６号について

⑴　法第96条第１項第６号について

議会では、警告決議を含め、県がワシントンＤＣオフィス社の設立を追認するに当たっては法第96条第１項第６号に基づく議決が必要ではないかという指摘がたびたび行われた。

同号は「条例で定める場合を除くほか、財産[60]を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。」とされており、財産を出資の目的とする場合、すなわち現物出資を行う場合について、議会の議決を必要とすることを定めている。

一方、現金による出資については、文献[61]においても、「財産を出資の目的で使用する場合には、自治法第96条第１項第６号の規定に基づく議会の議決が必要ですが、（中略）現金による出資ですので、予算としての議会の議決を経れば足りるものと解します。」とされており、法第96条第１項第６号に基づく議決が必要とされるものではない。

なお、議会においては、同号に基づく議決の必要性を指摘する考え方として、県によるワシントンＤＣオフィス社への出資が、発起人となった米国の弁護士に対して県が有する不当利得返還請求権という債権、すなわち財産の一種により行われるものとの認識が示されている[62]が、県によるワシントンＤＣオフィス社への出資は、本編第４章第１節及び第２節で報告したとおり、現金により行われたものである。

⑵　法第96条第１項第２号について

上に引用した「予算としての議会の議決」については、法第96条第１項第２号において「予算を定めること」として掲げられている。予算を定めるに当たって、

---

[59] この部分については、逐条地方自治法 pp. 317-318. 及び同p. 336の解説に基づく。

[60] 地方自治法上、歳計現金は普通地方公共団体の所有に属するものであっても、財産の範囲から除外され、別途その出納保管に関する規定に基づき管理される（逐条地方自治法 p. 887.）

[61] 地方自治制度研究会編集『地方財務実務提要第２巻』ぎょうせい，p. 159・3による。

[62] 令和７年第１回沖縄県議会（定例会）会議録　令和７年２月12日　pp. 32-33. なお、不当利得返還請求権を出資の目的としているという主張の前提として、米国の弁護士が県からの委任を受けないまま、県を代理してワシントンＤＣオフィス社を設立して1,000ドルの出資を行い、出資金1,000ドルを県から委託料として受け取っており、その1,000ドルは米国の弁護士が得た不当利得であり、県は返還請求権を有しているという主旨の認識が示されている。しかし、米国においては日本と異なり発起人が出資を行う必要はなく、出資金としての1,000ドルを県が米国の弁護士に支払ったという事実はないため、そのような不当利得返還請求権は発生していない。

予算の性質、用途及び種類を明らかにする予算科目は款、項、目、節に区分されるが、そのうち議決の対象となる予算は法第216条に基づき款、項である[63]。

ワシントンＤＣオフィス社への1,000ドルの出資は、平成27年２月議会において法第96条第１項第２号に基づいて議決された平成27年度一般会計当初予算の中から支出されているから、同号の議決を欠いたものではない。

なお、令和７年６月議会において、出資については、予算を審議する議会で明確に説明する必要があるのではないかという主旨の質問があったことを受けて県が総務省に照会したところ、総務省からは「地方公共団体が出資を行うに当たっては、当該出資に係る経費が予算に計上されていなければこれをすることができないため、予算の議決として議会の議決を経る必要があります。なお、議会における予算の審議に当たり、地方公共団体の長が当該予算の内容をどのように説明するかについては、地方自治法上、特段の規定はなく、当該地方公共団体の長において判断されるものと考えています。」との回答があった。

この回答を踏まえれば、平成27年度一般会計当初予算に係る法第96条第１項第２号の議決について、ワシントンＤＣオフィス社への出資を行うことの説明の有無が議決の効力に影響を及ぼすことはないと考えられる。

一方、平成27年度当時、ワシントンＤＣオフィス社の設立を決定した時点で、議会に対しても報告を行うなど、丁寧に対応する余地があったと考えられる。

２　法第96条第１項第８号について

議会では、ワシントンＤＣオフィス社を解散することが、財産の処分として法第96条第１項第８号の議決を必要ではないかとの指摘があった[64]。

同号は「前二号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。」とされており、同号及び地方自治法施行令に基づいて定められた、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例においては、次のように定められている。

○議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 （議会の議決に付すべき財産の取得又は処分） 第２条　法第96条第１項第８号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格7,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、１件２万平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

この条文に照らせば、株券は不動産ではなく、また、地方自治法上、株券は動産として扱われていない[65]から、ワシントンＤＣオフィス社の株券の取得や、ワ

[63] なお、目、節は執行科目として議決の対象とはならないとされている（逐条地方自治法 p.717）。
[64] 令和７年第４回沖縄県議会（定例会）会議録　令和７年６月25日　p.36.

シントンＤＣオフィス社の解散に伴って公有財産台帳上も権利が消滅したものとして処分することは、同条例で定める「予定価格7,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（中略）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払い」に当たらず、同号に基づく議決の対象とはならない。

３　法第96条第１項第10号について

法第96条第１項第10号は「法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。」とされている。

このことについて、ワシントンＤＣオフィス社の解散に際し、同社に残余財産がないために株主としてその分配を受けないことが権利の放棄にあたるか総務省に照会した。

総務省からは、外国の法令については案内できないとの前提を置きつつ、「残余財産に対する請求権が発生していないのであれば議会の議決は不要ではないか。」との回答があった。

県としては、残余財産の分配に関する考え方は、米国においても同様であると承知しており、残余財産がない以上は、その分配を請求する権利が発生せず、第10号が規定する権利の放棄には当たらない。

なお、株主は出資した資金の返還を求める権利はもともと有していないから、出資金1,000ドルやアディショナル・ペイドイン・キャピタルの返還を求めないことも権利の放棄には当たらない。

さらに、ワシントンＤＣオフィス社の解散に伴って、将来的に利益の配当を受ける権利も消滅するが、「第10号の権利の放棄は、具体的な債権を放棄する場合に適用される」[66]と解されているところ、将来的に利益の配当を受ける権利は、抽象的な権利にすぎず、会社が利益の配当を決定して初めて、具体的な請求権となるものであるから、将来的に利益の配当を受ける権利が消滅することも、権利の放棄には当たらない。

４　法第96条第１項第15号について

法第96条第１項第15号は「その他法律又はこれに基づく政令（これらに基づく条例を含む。）により議会の権限に属する事項」とされている。

該当する法律及び政令[67]は図表14のとおりであり、県による株式会社の設立や解散等について議会の議決を経なければならないとしたものはない。

---

[65] 地方自治制度研究会編集『地方財務実務提要第１巻』ぎょうせい，p.188による。
[66] 地方自治制度研究会編集『地方財務実務提要第１巻』ぎょうせい，p.209による。
[67]デジタル庁が運用するe-Gov法令検索でキーワードとして「議会の議決」を検索し、検索結果のうち、「審議会の議決」など地方公共団体の議会の議決と無関係な結果は除外した。

図表 14　議会の権限に属する事項を規定した法律及び政令

	法律又は政令の名称
1	地方自治法
2	農業保険法
3	地方財政法
4	競馬法
5	土地改良法
6	漁港及び漁場の整備等に関する法律
7	小型自動車競走法
8	港湾法
9	地方公務員法
10	モーターボート競走法
11	道路法
12	地方公営企業法
13	中小漁業融資保証法
14	道路整備特別措置法
15	都市公園法
16	空港法
17	海岸法
18	地方教育行政の組織及び運営に関する法律
19	特定多目的ダム法
20	地すべり等防止法
21	下水道法
22	農業信用保証保険法
23	辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律
24	住居表示に関する法律
25	大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に係る地方自治法等の特例に関する法律
26	母子及び父子並びに寡婦福祉法
27	河川法
28	地方住宅供給公社法
29	中部圏開発整備法
30	入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律
31	都市計画法
32	農業振興地域の整備に関する法律
33	全国新幹線鉄道整備法
34	地方道路公社法
35	農村地域への産業の導入の促進等に関する法律
36	日本下水道事業団法
37	公有地の拡大の推進に関する法律
38	都市緑地法
39	行政手続法
40	介護保険法
41	被災者生活再建支援法
42	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律
43	地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律
44	都市再生特別措置法
45	独立行政法人水資源機構法
46	独立行政法人都市再生機構法
47	地方独立行政法人法
48	市町村の合併の特例に関する法律
49	景観法

	法律又は政令の名称
50	地域再生法
51	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律
52	道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律
53	地方公共団体の財政の健全化に関する法律
54	地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律
55	津波防災地域づくりに関する法律
56	大都市地域における特別区の設置に関する法律
57	国家戦略特別区域法
58	行政不服審査法
59	特定複合観光施設区域整備法
60	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法
61	地方自治法施行令
62	土地改良法施行令
63	公職選挙法施行令
64	農業委員会等に関する法律施行令
65	地方公営企業法施行令
66	道路整備特別措置法施行令
67	沖縄の復帰に伴う地方税関係以外の自治省関係法令の適用の特別措置等に関する政令
68	地方独立行政法人法施行令
69	市町村の合併の特例に関する法律施行令
70	日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令
71	都市鉄道等利便増進法施行令
72	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行令
73	都市の低炭素化の促進に関する法律施行令
74	大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令

５　法第96条第２項について

法第96条第２項は、「前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものにあっては、国の安全に関することその他の事由により議会の議決すべきものとすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。」とされているが、沖縄県においては該当する条例がなく、同項に基づく議決は現状ではなしえない。

なお、大阪府においては、同項に基づいて、予定価格１億円以上の株式の売払いを議決事件とすることが条例で定められており[68]、株式の売払いを議決事件とするためには同様の条例が必要と考えられる。

[68] 議会の議決を要する契約、財産の取得及び処分並びに重要な公の施設に関する条例（昭和39年大阪府条例第13号）

第３節　ワシントンＤＣオフィス社の解散・清算について

百条委員会では、ワシントンＤＣオフィス社の解散・清算の手続が適正に行われたかが論点となった。

１　ワシントンD.C.において必要な手続

ワシントンD.C.において株式会社を任意に解散、清算する際の手続は、コロンビア特別区法典第29編（事業組織法）第３章312.01条から312.09条に定められており、主な手続は以下のとおりである。

まず、取締役会が株主に解散を提案し、解散が承認された後、会社名、解散の承認日、コロンビア特別区法典第29編第３章及び基本定款により必要とされる方法を満たして適切に解散が承認されたこと等を記した解散証書をコロンビア特別区政府に提出することにより、解散証書記載の発効日をもって解散する[69]。

解散した会社は、法人としては存続するものの、清算に必要な活動以外は行うことができない[70]。解散した会社は、会社に対する債権者に対する個別通知をもって債権を処理することができ、通知を受けた債権者が適時に債権の通知を返さない限り、当該債権は放棄されたものとされる[71]。個別通知の代わりに、広く購読されている新聞に掲載する方法によることも認められる[72]。

取締役は、債権者に対して債務を弁済し、その後、株主に資産を分配しなければならないとされている[73]。

現地の弁護士に確認したところ、ワシントンD.C.の法令においては、日本の会社法と異なり、清算事務が終了した際に決算報告を作成し、株主総会の承認を受ける義務や監査を受ける義務はなく、清算結了の登記制度も設けられていない。

２　実際に行った手続

株主としての県は、令和７年４月28日、ワシントンＤＣオフィス社の解散の意思を事務決裁規程第５条第２号に基づいて知事決裁により決定した上で、ワシントン駐在職員に議決権の行使を委任し、同月29日に書面により開催されたワシントンＤＣオフィス社の株主総会において同社の解散を決議した。

その後、現地スタッフの給与及び健康保険料の支払、現地スタッフの雇用契約の解除、入居している事務所の賃貸契約の解除、携帯電話料金の支払等の手続を行い、令和７年６月10日に口座の残高が０であることを確認して銀行口座を解約した。

同月12日、コロンビア特別区政府に解散証書を提出し、同日、解散証明書を取得した。

---

[69] コロンビア特別区法典第29編312.03条
[70] 同312.05条(a)
[71] 同312.06条
[72] 同312.07条
[73] 同312.09条

翌13日、書面で開催した株主総会において同日付けの損益計算書及び貸借対照表を承認し、同社に債務が残っていないこと、株主に分配すべき残余財産がないことを承認して清算が完了した。

この承認についても、事前に清算に係る決議案を本庁で確認した上で、議決権の行使をワシントン駐在職員に委任して行った。

コロンビア特別区法典第29編第３章の関連規定に定める手続を行った上で、同法典に定めのない事項についても、県が全額を出資した法人の意思や経過を明らかにするため、一部、日本の会社法を参考にして株主総会において清算を承認するなどの手続を行っており、解散及び清算については適正に行われたと考えている。

図表 15　清算時の貸借対照表（再掲）

ワシントンＤＣオフィス社貸借対照表
（令和７年６月13日）

（単位：ドル）

資産	0.00	負債	
		負債の部の合計	0.00
		純資産	
		資本金	1,000
		資本剰余金（※）	1,672,786.95
		その他の利益剰余金	△1,673,786.95
		純資産の部の合計	0.00
資産合計	0.00	負債・純資産合計	0.00

※アディショナル・ペイドイン・キャピタル

第４節　非弁行為の可能性について

調査検証委員会報告書及びその指摘を踏まえて百条委員会においても、法律事務所に依頼すべき業務も含めてワシントンコア社がいったん受託し、法律事務所に対してはワシントンコア社が再委託する形で処理されていたことについて、ワシントンコア社の行為が非弁行為に当たるのではないかという点が指摘された。

１　事実関係

県が平成27年３月にワシントン駐在員活動事業の企画提案を公募した際、ワシントンコア社は再委託先の候補として複数の法律事務所を提案し、同年４月１日に県と契約を交わし、同日付けでＦＡＲＡ関連業務等の法務関連業務を、提案した法律事務所のうちの一つに再委託することを県に申請し、県の承認を得ている。

一方でワシントンD.C.においては、平成27年６月１日付けで当時のワシントン駐在職員が沖縄県のDirector General（部長[74]）として署名し、当該法律事務所との間でAgreementを交わしている。

平成28年４月以降も、企画提案を経てワシントンコア社等と契約しており、同一の法律事務所に業務を再委託するための手続が取られている。

なお、令和２年からはビザ関連の業務を別の法律事務所に再委託しており、当時のワシントン駐在職員がワシントンＤＣオフィス社の役員の肩書で署名し、当該法律事務所との間ではEngagement Letterを交わしている。

２　調査検証委員会等の指摘

県がワシントン駐在の活動を支援する業務をワシントンコア等に委託する際、業務内容にビザ関連の支援、ＦＡＲＡ関連の支援、事務所の登記等の業務（以下「ビザ関連支援業務等」という。）が含まれており、ワシントンコア社はこれらの業務を含めて受託した上で、ビザ関連支援業務等については法律事務所の支援が必要であるとして、法律事務所に再委託する形で処理していた。

調査検証委員会や百条委員会においては、弁護士や法律事務所ではないワシントンコア社が、法律事務所が行うべき業務を県から受託したこと、ワシントンＤＣオフィス社やワシントン駐在職員が法律事務所から法的助言を受ける際に、ワシントンコア社が通訳等の側面的な支援を行っていたこと、ワシントンコア社が県やワシントンＤＣオフィス社に法律事務所を提案したことが、いわゆる非弁行為に当たるのではないかとの疑念が呈された。

また、百条委員会においては、ワシントン駐在職員が署名したAgreement（契約書）等の文書があり、当該文書を法律事務所とワシントンＤＣオフィス社との契約であると考える場合でも、事務決裁規程上、ワシントン駐在職員には契約を交わす権限が付与されていないから契約は無効であり、これらの文書をもって非弁行為でないことの理由とすることはできないのではないかとの疑念が示された。

３　関連する規則及び日本の弁護士法上の非弁行為

調査検証委員会報告書は、「県が法務助言を含む業務を法律事務所ではないコア社に委託しており、コア社が法律事務所を再委託する事により非弁行為となる可能性が否定できない。」、「アメリカ法曹協会（ABA）職業行為模範規則の規則5.5(a)と、コロンビア特別区控訴裁判所規則49(a)は実質的に非弁行為を禁止している。」とした上で「法律事務所に支援を再委託しつつも、一義的にコロンビア特別区控訴裁判所規則で禁止されている非弁行為をコア社が県から直接請け負っている可能性を否定できない。」としている。

---

[74] 当時のワシントン駐在職員のうち上位の職名は参事監であり、参事監は部長級である。ただし、参事監は事務決裁規程上の決裁権は有していない。

本報告書においては、調査検証委員会報告書が言及する２つの規則に照らして、ワシントンコア社の行為が非弁行為に当たるか検討する。

なお、本件については、日本の弁護士法は直接の関係を有しないが、参考までに示せば、日本においては弁護士法第72条において非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止が規定されており、非弁護士（非弁護士法人）が報酬を得る目的をもって、法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを、それぞれ業とすることを禁止したものと解されている[75]。また「周旋」とは、依頼を受けて、訴訟事件の当事者と鑑定、代理、仲裁、和解等をなす者との間に介在し、両者間における委任関係その他の関係成立のための便宜を図り、その成立を容易ならしめる行為をいうとされている[76]。

４　アメリカ法曹協会（ＡＢＡ）職業行為模範規則の規則5.5及びコロンビア特別区控訴裁判所規則49(a)の内容

⑴　アメリカ法曹協会（ＡＢＡ）職業行為模範規則の規則5.5[77]

アメリカ法曹協会職業行為模範規則は各地の倫理規則のモデルとしての役割を果たすものとされており、同模範規則5.5は以下のとおり規定している。米国においては州ごとに弁護士の資格が設けられており、同模範規則は、基本的に、ある州等の資格を有する弁護士が他の州等で法律事務を取り扱うことを規制する内容となっている。

調査検証委員会報告書では言及されているものの、このような位置付けや内容を踏まえれば、同模範規則は、直接本件に関係するものとは考えられない。

規則5.5　権限のない法律事務の取扱い及び複数の管轄地区における法律事務の取扱い

(a) 弁護士は当該管轄地区の法律事務に関する規則に違反して、当該管轄地区の法律に関する事務を扱い、又は他人がそのような行為を行うことを援助してはならない。

(b) 当地において法律事務の取扱いを認められていない弁護士は以下に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 本規則又は他の法令によって認められている場合を除き、法律事務を取り扱うことを目的として当地に事務所を設け、又は組織的かつ継続的な拠点を設けること

(2) 当地において法律事務の取扱いが認められているような外観を装い、又はその旨を述べること

(c) 米国の他の管轄地区の資格を有する弁護士で、いかなる管轄地区においても除名又は業務停止の処分を受けていない者は、当地において、以下に掲げる法

---

[75] 日本弁護士連合会編著『条解　弁護士法　第４版』弘文堂，平成21年，p.639.

[76] 名古屋高裁金沢支部判決昭和34・2・19

[77] “Model Rules of Professional Conduct” American Bar Association website <https://www.americanbar.org/groups/professional_responsibility/publications/model_rules_of_professional_conduct/>

律事務を一時的に取り扱うことができる。
(1)-(4) 略
(d) 米国の他の管轄地区又は外国の資格を有する弁護士で、いかなる管轄地区等において除名又は業務停止の処分を受けていない者又は外国で企業内弁護士として適法に活動している者は、当地において、事務所等を設けて以下に掲げる法律事務を取り扱うことができる。
(1)-(2) 略
(e) (d)において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1)-(2) 略

⑵ コロンビア特別区控訴裁判所規則49の内容

コロンビア特別区控訴裁判所規則（以下「控訴裁判所規則」という。）49は、以下のとおり規定している[78]。

規則 49 権限のない法律事務の取扱い
(a) 総則 次に掲げる場合を除き、何人もコロンビア特別区において法律事務を取り扱い、又は法律事務を取り扱う権限がある者として表示してはならない。
(1) 人がコロンビア特別区法曹協会の会員である場合
(2) 事務の取扱いが規則49(c)(1)-(13)の一つ又は複数の規定により許可されている場合
(b) 定義 次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
(1) 省略（「人」に関する定義）
(2) 「法律事務の取扱」とは、信頼に基づく依頼人との関係により、他人を代理し、又は他人のために法的役務を提供することをいう。他人のために又は他人を代理して次に掲げる行為を行っている場合、法律事務を取り扱っているものと推定される。
(A) 不動産譲渡証書、抵当証書、採用、解雇、リース、信託、遺言、遺言補足書又は契約書を含む法的文書を用意すること。ただし、非弁護士として日常的な業務上の契約書を用意する場合は法律事務を取り扱っているものとは推定されない。
(B) 法的な意見を用意し若しくは表明し又は法的助言を提供すること
(C) 何らかの法廷において弁護士として出廷し又は活動すること
(D) 何らかの政府機関、裁判所その他の法廷に提出する請求、訴答書又は法的争点若しくは法の解釈を含む何らかの文書を用意すること
(E) 上記(A)から(D)で定義される行為が、適用されるべき法に基づいて、どのように行われるべきか又は行われたかについて、助言を提供すること
(F) 上記(A)から(F)に掲げる役務を提供するために弁護士又は他の人を提供すること

[78] 原文の名称はthe DC Court of Appeals rulesであり、コロンビア特別区控訴裁判所ウェブサイトにおいて規則全文が公開されている。なお、調査検証委員会報告書が言及する49(c)の内容は、令和７年８月４日に同裁判所ウェブサイトで県が確認した規則の該当箇所の内容と異なっている。
<https://www.dccourts.gov/court-of-appeals/dccarules>

上記のように、控訴裁判所規則49(b)(2)は、「法律事務の取扱い」について、他人を代理し又は他人のために法的役務を提供することと定義し、人が法律事務を行っていると推定される場合として、(A)から(F)までの６つの類型を掲げている。

また、控訴裁判所規則には解説（commentary）が付されている。解説の主な関係部分を示すと以下のとおりである。

解説（抄）

規則49(a)の解説

規則49は、まず、問題となっている行為が法律事務の取扱い又はコロンビア特別区において法律事務を取り扱う権限があるかのような外観を呈することの定義に照らして当てはまるかという判断に適用される。さらに問題となっている行為がこれらの定義に当てはまる場合であって、行為者がコロンビア特別区法曹協会の会員でなく、規則49(c)(1)-(13)で認められる者でない者による行為は規則49の違反となる。

規則49(b)(2)の解説

規則49(b)(2)における「法律事務の取扱い」の定義は、２つの主要な要素に焦点を当てている。一つは法的役務の提供、もう一つは信頼に基づく依頼人との関係である。

規則49(b)(2)に掲げる行為に従事する者が法律事務を取り扱っているとする推定は、その行為が信頼に基づく依頼人との関係を伴うものではないことや、直接的又は間接的に、法律事務を取り扱う権限又は能力を有していることを示す外観を呈していないことを示すこと、又はいずれの条件も存在しないことを示すことにより反論され得る。

規則49は法的役務を提供する根拠となる信頼に基づく依頼人との関係や、法的役務を提供する権限や能力を有する外観を呈することについて、全てを対象にすることを意図しているが、弁護士と依頼人との関係に不可欠の要素を欠く関係を対象とするものではない。

例えば、経験を積んだ労務専門家がその雇用主に対して、州又は連邦の労働法を遵守するための助言を行ったとしても、それは法律事務の取扱いには当たらない。なぜなら、雇用主は当然、専門的な法的助言を受けているとは考えないからである。税理士、不動産代理人等であって教育、能力及び法律事務を取り扱う権限に基づいて法的役務を提供していることをほのめかす者でない者は、法律事務に従事していることにはならない。なぜなら、彼らと依頼人の関係は、熟知しかつ権限のある専門的な法的役務を受けていると合理的に期待されるような関係ではないからである。

弁護士を「提供すること」について、弁護士や非弁護士が一般的に弁護士を紹介したり推薦したりすることは、多くの場合、規則49(b)(2)に違反することにはならない。規則49(b)(2)(F)における「提供すること」の意味は、単に特定の弁護士を推薦すること以上のことを意味している。規則49(b)(2)(F)は、基本的に、特定の未整理の法的問題における代理を必要とする公衆の求めに応じて、事業として弁護士を提供し、又は組織的に弁護士を推薦したりすることを対象とし

ている。これらの行為は、「法律事務の取扱い」に含まれる。なぜなら、適切に行われる弁護士の紹介は、訓練された弁護士の判断を伴うからである。規則49(b)(2)(F)が懸念するのは、特定の問題に対処するために弁護士を求める非弁護士が、類似の問題に関して業として弁護士を紹介する非弁護士の判断に不適切に頼ってしまうことである。

弁護士派遣サービス事業者は、法律事務所又は法務部門に対し、弁護士の氏名を提供することが法的に認められる。ただし、当該法律事務所又は法務部門に雇用されて、依頼者との弁護士・依頼者関係を有する弁護士が派遣弁護士を選定することを条件とする。このような状況下では、弁護士派遣サービス事業者は、専門的な法的判断を行使せず、また行使する意図もない。なぜなら、派遣弁護士の選定は、一時的な専門的支援を必要とする案件を担当する弁護士の判断に委ねられているからである。

別の例として、アメリカ自由人権協会や全米黒人地位向上協会などの擁護団体は、組織内のコロンビア特別区法曹協会会員が紹介判断の責任を負う限り、潜在的な依頼者に体系的に弁護士を紹介しても、これによって非弁行為を行ったことにはならない。この場合は、コロンビア特別区の規制及び懲戒制度の対象となる有資格弁護士のみが、特定の案件における代理人として特定の依頼人を紹介すべき適切な弁護士について専門的判断を行うことになる。

これらの解説を踏まえれば、ある行為がいわゆる非弁行為に当たるか否かは、その行為が「法律事務の取扱い」に該当するか、また、その行為が、依頼人が専門的な法的助言を受けられると期待すべき「信頼関係に基づく依頼人との関係」に基づいて行われているかという要件を考慮して判断する必要がある。

5　ワシントンコア社の行為が非弁行為に当たる可能性について

まず、ワシントンコア社が、控訴裁判所規則49(b)(2)(A)から(F)までに掲げる行為を行ったか検討すると、ワシントンコア社が何らかの法的書面を用意したり、ワシントンコア社が弁護士として法廷に出廷したりしたことはないため、(A)、(C)及び(D)には該当しない。

一方、第２編第３章第２節において報告したように、ワシントンコア社が法律事務所の考え方を整理してワシントン駐在職員に伝えており、このような行為が、(B)又は(E)に当たるかどうか検討する余地はあると思われる。

しかし、仮に、ワシントンコア社の行為が(B)又は(E)に当たると考えた場合でも、非弁行為に該当するとは考えにくい。なぜなら、百条委員会における平安山参考人や山里参考人の答弁や過去の議会における答弁[79]において、法的な助言に

[79] 令和７年２月７日の百条委員会において平安山参考人は「弁護士先生方がしっかりと頑張って、法人の設立の手続をしているので、あんたのサインが必要だからサインしなさいということですので、私は拒否できませんよ。」と答弁し、同年３月３日の百条委員会において山里参考人は「現地の弁護士とも相談しながら進めているので、そこは問題ないと思いますが、」と答弁している。また、平成28年６月議会では、Ｂビザで滞在し活動することに関する質問に対し、県が「この件については、米国の弁護士ともしっかりと確認されております。」と答弁している。平成28年第３回沖縄県議会（定例会）会議録 平成28年７月８日 p. 196.

ついては専門の弁護士から得ていたとの認識が示されており、このことは、ワシントン駐在職員や本庁関係職員が、ワシントンコア社から専門的な法的助言を受けられるという期待を持っていなかったことを示すものであり、依頼人が専門的な法的助言を受けられると期待すべき「信頼関係に基づく依頼人との関係」に基づいて行われているという要件を満たさないと考えられるからである。

次に、ワシントンコア社が企画提案において法律事務所を提案したことが(F)に当たるかを検討する。県と法律事務所の間で直接の契約が締結されており、法律事務所にとって法律事務の提供先がワシントンコア社でなく県であったことを踏まえれば、ワシントンコア社の行為は、基本的に複数の法律事務所候補の提案と、付随する弁護士費用の支払処理や通訳等に過ぎないと考えられる。

一連の業務を通して、ワシントンコア社が県に対して明示的か黙示的かを問わず、法律事務を行う権限や能力があると表明したとは考えられないから、県としてはワシントンコア社の行為は非弁行為に当たらないと考えている。

なお、非弁行為として申し立てられた行為については、控訴裁判所規則に基づいて設置される委員会において調査、判断されることとなっているが、同様の理由により非弁行為と判断される可能性は低いと考える。

６　「再委託」として処理したことの問題

法律事務所との関係を、ワシントンコア社からの再委託として処理することで、県としては契約事務、支出事務をまとめて行うことができ、一種の事務の合理化が図られた。

しかし、再委託の前提として、法律事務所に依頼すべき業務についてもワシントンコア社がいったん受託したことになるため、そのことが非弁行為ではないかとの疑念を招くことになった。

沖縄県では再委託について、「県が委託契約（委任、準委任又は請負に係るもの）を締結した相手方が、契約の履行に伴い第三者から役務の提供を受けること」として定義している[80]。

すなわち、再委託先から役務の提供を受けるのは県ではなく、県が委託契約を締結した相手方である。

一方、法律事務所に依頼すべき業務については、企画提案においても提案されているように、当初から法律事務所に依頼することが予定されており、再委託先とされた法律事務所は、ワシントンコア社ではなく沖縄県又はワシントンＤＣオフィス社を依頼人と認識して役務を提供している。このような実態は、県が定義する「再委託」とは異なる。

したがって、問題は、再委託の定義に当てはまらないにも関わらず再委託として処理したことにあると考える。透明性を確保すべき県の事業に関して疑念を招いたことは遺憾であり、大いに改める必要がある。

---

[80] 令和５年７月11日総財第199号「再委託の適正化について（通知）」

本来は、直接、県が法律事務所と契約するなどの方法で処理するのが適当だったと考える。

第５節　ワシントン駐在職員が署名したAgreement

百条委員会では、平成27年４月、ワシントン駐在職員が県側の発信者（施行者）として署名した、法律事務所とのAgreement[81]が作成されていることについて、ワシントン駐在職員の権限の有無等が論点となった。

１　契約書作成の目的

このAgreementの作成目的について、法律事務所からは、以下の説明があった。

・ 職業倫理上のものであること
・ 弁護士－依頼人関係を設定するものであること
・ 契約書における依頼人は弁護士の役務の恩恵を直接受ける者であり、すなわち沖縄県又はワシントンＤＣオフィス社であること

コロンビア特別区法曹協会職業行為規則[82]1.5(b)においては、「弁護士がその依頼人を常に代理しているのでなければ、料金の基礎又は単価、弁護士が代理する範囲、依頼人が負担すべき費用について、代理の開始前又は開始後速やかに、依頼人に書面で通知しなければならない。」とされている。成功報酬を適用する場合や、弁護士委任と並行して依頼人との事業取引を行う場合、又は複数の依頼人を並行して代理して和解をする場合には書面同意が必要であるが、これ以外の場合、規則上求められるのはあくまでも「通知」であり、弁護士と依頼人の間の契約書の締結は規則上の義務ではない。

一方、以下に示す同規則に係るコメントにおいては、「標準化された書簡、覚書又はパンフレットを用いて、自身の報酬慣行を説明し、当該代理業務に適用される慣行を示すことができる」とされており、沖縄県と法律事務所で交わされたAgreementは、コメントに示される「書簡、覚書」に相当するものと考えられる。

> (b)項において弁護士報酬の根拠を書面で示すことが要求される場合、特定の依頼者及び代理業務に特化した個別文書は通常不要である。報酬体系に特殊な側面がない限り、弁護士は標準化された書簡、覚書又はパンフレットを用いて、自身の報酬慣行を説明し、当該代理業務に適用される慣行を示すことができる。例えば、こうした文書には、時間制請求が想定される場合には適用される時間単価を説明し、時間単価に加えて課される費用（例：提出手数料、記録謄写費、複写費、長距離電話料金）を明記する。

---

[81] Agreementの和訳として「契約書」が用いられることもあるが、和訳による混乱を避けるため、原文のままAgreementと表示している。
[82] Rules of Professional Conduct　DC BAR website
〈https://dcbar.org/for-lawyers/legal-ethics/rules-of-professional-conduct〉

２　ワシントン駐在職員の権限との関係

ワシントンＤＣオフィス社の役員として署名することは別として、少なくともワシントン駐在職員が県職員の立場で署名し契約を交わすことは、事務決裁規程に根拠がなく、また、個別に委任した事実もないため、適正ではない。

ワシントン駐在職員が自身の権限の有無を正確に認識せずに署名したこと、また、その事実を本庁関係職員が適切に把握して改めていなかったことは、県が本来負うべきではない債務や義務を負担することになりかねない問題であり、重く受け止める必要がある。

３　契約書の効力について

法律事務所と交わされた契約書は私法上の契約であり、県内部の権限の所在を規定する事務決裁規程上の決裁権限がないことを理由に、私法上の契約を無効とすることは、ワシントン駐在職員に契約の権限があると信用した契約の相手方の利益を保護する必要性も踏まえて、慎重に判断する必要がある。

法律事務所への支払は、県がワシントンコア社等と交わした契約に基づいて行っているものであり、ワシントン駐在職員が署名した契約書に基づいて県が本来負担すべきでない債務や義務を負担した事実はなく、むしろ、法律事務所として沖縄県が本来の依頼人であるものを明確にするために交わされたものであることを踏まえれば、県としてワシントン駐在職員が署名した契約書の無効を主張する必要性は乏しいと考える。

第６節　県に損害を与えた可能性について

百条委員会では、ワシントンＤＣオフィス社の設立に必要な手続が行われていなかったことと関連して、県に損害が生じていないかが論点となった。

１　財務会計上の手続の妥当性

平成27年度から令和６年度までの委託契約にかかる、委託先の企画提案公募、契約締結、委託料の額の確定、精算といった一連の事務については、財務規則に則って行われており、これらの手続に関連して県に損害を与えた事実は認められない。

２　調査検証委員会報告書の指摘

調査検証委員会報告書は、「第４章　今後のあるべき姿」において「費用の支出に関して2015年にビザ取得に係るリーガル・サービスとして＄61,000（約９０

０万円）とは別に、コア社に対して駐在員ビザ取得及び赴任に係る支援として＄47,617（約７２０万円）支払うなど、疑問がある」と指摘している。

この点について、平成27年度沖縄県ワシントン駐在員設置及び活動支援事業においては、ビザ取得に係るリーガル・サービスとして、現地の法律事務所に61,000ドル（これを当時のレートで日本円に換算すると約761万円である）、駐在員ビザ取得及び赴任に係る支援として、ワシントンコア社に47,617ドル（同約593万円である）を支払っている[83]。

一方、法律事務所から取り寄せた請求明細には日々の従事した業務内容及び従事した時間が詳細に記述されているが、実績報告の61,000ドルは、請求明細に示された従事時間に単価を乗じた額を下回っている。

また、ワシントンコア社についても、日々の稼働時間、主な業務内容を記した業務日誌が提出されており、ワシントン駐在職員と弁護士の通訳業務、ミーティング後の内容確認や解説、必要な資料の案の作成、翻訳、弁護士からの確認に対する対応等を行っていたことが示されている。

ワシントン駐在職員がワシントンコア社の支援を受けながら、法律事務所との調整を進めていたため、それぞれに費用が発生しているものの、二重払いは生じていないものと考えている。

[83] レートは、確定額46,235,172円をドルベースの実績額370,749.8ドルで割って得たレートで、１ドル＝124.7円

第４編　リスク発現の要因と再発防止

第３編第２章で報告したように、事務決裁規程等に基づく文書による意思決定の欠如、法定の手続の欠如、関連して招いた疑念、ワシントン駐在職員の活動停止といったリスクが発現した。

第４編第１章においては、これらのリスク発現の要因を分析し、第２章において再発防止のための教訓を報告する。

第１章　リスク発現の要因

第１節　事前の検討不足

文書による意思決定が行われないままワシントンＤＣオフィス社が設立され、その後もワシントンＤＣオフィス社の法的な位置づけ等について正確に認識、把握されない状況が続いた直接的な要因は、監査結果報告書において指摘されているように、事前に十分な検討が行われなかった点にあると考えられる。

本来、県は具体的なスキーム案を持ち、必要になる可能性のある手続についても把握した上で、事務所の設置支援業務を委託すべきところ、そのような検討、把握が十分に行われないまま委託した。

その結果、具体的なスキームの検討は委託先、再委託先及びワシントン駐在職員だけで行われ、結果的に委託先及び再委託先が把握している範囲、つまり、米国の法令に関してのみ法的な検討がなされることになった。

このため、地方自治法等の日本法との関連について十分な検討がなされず、日本法に基づいて必要な手続が行われない状態になったと考えられる。

第２節　関係者間のコミュニケーション不足

関係者間のコミュニケーション不足は、調査検証委員会が指摘するように、内部統制の基本的な要素の一つである「情報と伝達」が適切に機能しなかったことの表れといえる。

「情報と伝達」は、組織目的達成のために必要な情報を生成すること（情報の識別・把握・処理）と生成された情報が組織内外における必要な部署や担当者に適時・適切に伝達される仕組みがあることの、２つの要素からなるといわれている[84]。

この要素に照らすと、必要な情報を生成するための、本庁担当者とワシントン駐在職員、本庁担当者と委託先、ワシントン駐在職員と委託先のそれぞれのコミュニケーションが不足したと考えられる。

さらに、本庁においては、不足しているとはいえ一定の情報は収集していたものの、その情報をもとに、担当課以外の知見を活用して問題に気づき是正を図ること

---

[84] 白山真一ほか 「第４章　内部統制構築のプロセス例」『ポイント解説　自治体の内部統制』 月刊「地方財務」編集局編，ぎょうせい，平成29年，p. 84.

につながらなかった。このことは、生成された情報が組織内外に適時・適切に伝達される仕組みが機能しなかったことの表れと考えられる。

以下、各関係者に着目して報告する。

１　委託先とのコミュニケーション不足

県が具体的なスキーム案を持たないまま事務所の設置支援を委託したとしても、委託先と十分なコミュニケーションが行われていれば、適切なタイミングで県として必要な意思決定を行い、スキームに応じた手続を把握することも可能だったと考えられる。

具体的なスキームについて、本庁と委託先のコミュニケーションが不足していたことも、文書による意思決定がなされなかった要因の一つと考えられる。

また、ワシントン駐在職員も、赴任直後に知事訪米を間近に控え、非常に多忙だったという事情はあるにせよ、委託先に対して十分な説明を求めるコミュニケーションが不足していたと考えられる。

２　本庁とワシントン駐在とのコミュニケーション不足

第３編第４章第１節で報告したとおり、百条委員会における山里参考人の答弁によると、平成27年５月１日に開かれた、知事も参加するウェブ会議において、法人登録について報告したものの、本庁側が大きく取り上げなかったとのことである。

○山里参考人の答弁（令和７年２月７日）

私が立ち会えたのは、５月１日にウェブ会議が行われました。そのウェブ会議において、平安山所長のほうからこれ絶対言ってくださいよ、と私はお願いして。知事訪米という大きく目立つ政治活動の前、これ目立ちますから。マケイン議員ともお会いしているわけですから。そんな大きい政治活動の前に、ワシントンはとても規制が厳しいので、そういった規制が厳しいワシントンで規制に沿った手続を開始していることを示す必要があるので、この事務所の法人登録については進めますよということをウェブ会議の冒頭で説明しているんです。

（中略）

そこに沖縄県側、出席していたメンバーが５月１日ですね。翁長知事、副知事、公室長、統括監、地域安全政策課長、基地対策課長が参加したこと等が記載されていました。なので、そこまで説明しているので。これについて、大きく取り上げてくれなかったんですよ。もう知事訪米のことで頭いっぱいだったみたいで、沖縄側は。

この後まもなく、ワシントン駐在職員がワシントンコア社に対し、C-Corporationとして手続を進めるよう回答し、ワシントンＤＣオフィス社が設立されていることを踏まえれば、このタイミングは重要だったと考えられる。

本庁において、ワシントン駐在職員の問題意識を正しく受け止めて、ウェブ会議とは別に事務的に報告を求めれば、本庁において文書による意思決定の必要性にも気づき得たものと考えられる。第２編第１章で報告したように、駐在職員は所属長の指揮を受けて事務に従事するものであるから、平成27年度のワシントン駐在職員のうち参事監に対しては知事公室長、主幹に対しては地域安全政策課長が、そのような報告を求めるべきだったと考えられる。

一方、平成27年度のワシントン駐在職員は、少なくとも平成27年５月１日のウェブ会議で法人登記に関する報告を行い、また同年６月10日には法人設立証明書を送るなど、本庁に報告を行っているものの、必ずしも十分な理解のもとに報告したわけではなく、本庁においても、不明な点を確認していなかった。

仮に、ワシントンＤＣオフィス社設立後であっても、法的な位置付けを整理できれば、速やかに手続を取ることはできたと考えられる。

また、平成27年５月の翁長知事の訪米の際に、ワシントン駐在職員が、その事務所において翁長知事に法人設立について説明しているが、その説明内容を副知事以下の職員に共有したことが確認できない。

さらに、調査検証委員会報告書が指摘するように、ワシントン駐在職員がC-Corporationの形態で設立するよう回答した際、これらのメールの宛先やCCにも、本庁側の担当者や関係者は含まれていなかった。

このように、本庁とワシントン駐在職員との間でコミュニケーション不足が重なったことがリスク発現につながったことは否めない。

３　ワシントン駐在職員間のコミュニケーション不足等の可能性

調査検証委員会報告書は、初代副所長のヒアリングに基づき、平成27年当時、ワシントン駐在職員の間で適切なコミュニケーションが図られておらず、必ずしも正確な情報の共有がなされていない実態があったと指摘している。

このことを裏付ける記録は確認されていないが、仮にそうだったとすれば、ワシントン駐在職員と、委託先や本庁とのコミュニケーションに影響したことも考えられる。

また、調査検証委員会は引継ぎの方法に触れた上で、「ワシントン駐在に関する業務のように法的根拠、理解が求められる複雑かつ煩雑な業務に対しては、この実務慣行が、必ずしも十分ではなかったと言わざるを得ない。本来、後任者に対して、決裁手続に関わる正確かつ迅速な引継ぎを行うためには、業務の流れ、法的根拠、資料の保管場所を示した標準的な業務手順書を備えるなどして、対応することが必要である。」と指摘している。

確かに、引継ぎを標準化し、必要な事項を漏れなく引き継ぐことも重要であるが、そもそも、前任者が、引き継ぐべき事項、特に法的根拠を適切に把握していなければ引継ぎが適切に行われることは期待しがたい。

本報告書では、第２編第３章第２節及び同編第４章第１節において、ワシントンＤＣオフィス社が日本の株式会社に相当する形態であることを報告したが、こ

の点について、これまでの百条委員会における参考人の答弁は、少なくとも答弁の時点で、本報告書の認識と必ずしも一致しないことを示すものであった[85]。

第３節　関係法令の理解不足

地方自治法に基づく議会への経営状況報告など、法定の手続がなされなかったことの直接的な要因として日米の関係法令に対する理解不足が挙げられる。

本来、ワシントンＤＣオフィス社の設立根拠法となるワシントンD.C.の法令、外国代理人登録法や移民国籍法、内国歳入法等の米国の連邦法に基づく制度を理解した上で、地方自治法、地方公務員法等の国内法令に基づく手続を行うことが必要であった。

このためには、関係者のコミュニケーションを密にして制度の理解に努めるとともに、庁内関係部局との調整を含む事前の検討の中で十分精査すべきであるが、そのような検討が行われなかった。

担当者がはじめから関係法令を全て把握していることは想定しがたく、むしろ、把握していないものがあることを前提に、関係部局に積極的に相談し、把握に努める意識が重要であると考えられる。

また、ワシントン駐在職員が自らの権限の有無を正しく理解していなかったことは、事務決裁規程等に基づく文書による意思決定を欠く結果につながった。このことの背景にも、ワシントン駐在職員と本庁関係職員とのコミュニケーション不足があると考えられる。

第４節　組織体制の脆弱さ

１　本庁における組織体制の脆弱さ

調査検証委員会報告書においては、手続上の瑕疵の治癒を怠った背景として、組織改編との関係が指摘されている。

すなわち、平成27年４月１日時点では本庁の所管課（地域安全政策課）における担当者は主幹１名、主事１名であったが、組織改編により同年６月１日以降は主事１名となった。主事のほかに班長も関わっていたが、通常、業務ごとに担当者が配置された上で、班長は班を総括する立場で関わるものである。

---

[85] 令和７年２月７日の百条委員会において平安山参考人は「このワシントン事務所、これは私はですね、特殊法人という認識でございます。」と答弁しており、同日、山里参考人は「日本で言う株式会社のイメージは、そのコーポレーションに近いのかなっていうふうに思います。というのは、コープっていうのが法律で定められた手続を済ませて法人格が与えられ、会社名義での取引や財産取得を認められた事業組織を表すそうです。コープですね。それで、インク、では、法人化の手続を行っているプロセスを主体としているそうです。ちゃんと法人化の手続を行ってますよという意味で微妙に違うそうです。」と答弁している。また、同年３月14日の百条委員会において運天参考人は「株式会社という形ですね、ちょっと今でも少し疑問なんですが、」と答弁している。

調査検証委員会報告書は、組織改編に当たって引継ぎが十分に行われていなかった可能性を指摘しているが、引継ぎに加えて、組織体制が脆弱になったことも大きな要因と考えられる。

職制上の段階の標準的な職の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力は標準職務遂行能力として、沖縄県標準職務遂行能力を定める規程において定められている。

同規程においては、主事の標準職務遂行能力の一つとして、「上司や周囲の指示・指導を正しく理解することができる」能力は位置付けられているものの、主査及び班長の標準職務遂行能力の一つである「問題点を把握し、課題に対応することができる」能力は位置づけられていない。

委託業務の進捗を管理しつつ、外国に職員を駐在させる上での課題の有無や所在を適切に把握し、把握した課題に対応することは、主事の標準職務遂行能力を超えた業務であり、結果的に適切な課題の把握や対応が行われなかった。

なお、所属の職員の事務分担を定めることは、事務決裁規程において課長の専決事項とされている。

２　現地における体制の脆弱さ

平成27年４月から６月にかけて、現地においてはワシントン駐在職員が組織形態について弁護士と調整しつつ、合わせて、５月末からの知事訪米に向けた準備を行っていた。

赴任直後に駐在活動や生活の基礎的な環境を整えつつ、米国の制度を踏まえて駐在職員の受け皿となる法人の形態を調整し、合わせて知事訪米の準備を行うことが、当時のワシントン駐在職員にとって業務の過度な集中となり、米国の法令に基づく法人形態に関する理解や、本庁への報告が十分になされない状況を生じさせ、その結果、本庁において経営状況の報告や営利企業従事許可、株式の公有財産としての管理等の必要性を把握できない状況が生じたと考えられる。

第５節　意図的に手続を行わなかった可能性の検討

意図的に手続を行わなかった可能性については、そのような意図を示唆する記録が確認されず、意図的に手続を行わなかったと考える合理的な理由を見出せない。

まず、県が100パーセント所有する株式会社を設立すること自体は、何ら違法なものではなく、意図的に手続を取らない理由が見いだせない。第３編第５章第２節で報告したように、ワシントンＤＣオフィス社の設立に当たって必要な議会の議決は予算の議決のみであり、その議決は行われているから、議会の情勢を理由とすることも考えられない。

次に、意図的に手続を行わないことによって得られる利益を想定することが困難であり、実際に、そのような利益は確認されていない。

さらに、仮に手続を行わない明確な意図を有していたのであれば、既にワシントンＤＣオフィス社が設立された後の翁長知事の訪米の際に、記者の見ているところでワシントン駐在職員が知事に定款の説明をしたこと、知事が法人設立証明書を持って新聞社の写真撮影に応じたことと矛盾する。

県としては、むしろ、会社設立を隠ぺいする特別な意図がない場合でも、事前の検討不足、関係法令の理解不足、関係者間のコミュニケーション不足、組織体制の脆弱さが要因となって文書による意思決定の欠如等のリスクが発現することを十分認識し、再発防止策を講じることが必要であると考えている。

同時に、公務として行うことが当然と考えられる事務が行われず、客観的に矛盾する状況が生じた場合、例えば、法人の取締役会や株券、法人の銀行口座開設に関する書類等に県職員が署名しているにもかかわらず、県として文書による意思決定がなされていない状況が生じた場合、外部から何らかの隠ぺいを疑われるなど、公務に対する信頼を失うことを強く認識する必要がある。

第６節　職員の責任

職員は、地方公務員法により、法令等に従う義務や職務に専念する義務等が課されており、当該義務に違反した場合には、同法第29条により懲戒処分の対象となる。第３編第２章第１節（事務決裁規程等に基づく文書による意思決定の欠如）及び第２節（法定手続と認識の欠如）については、総務部において一括して調査を実施し、その具体的な内容、義務違反等の有無、原因及び過失の程度等について、確認を行った。

また、懲戒処分の要否については、地方公務員法第29条第1項各号に定める懲戒事由に該当するか否かを確認のうえ、可罰性について、沖縄県職員分限懲戒審査委員会において、個々の職員の職責、行為の態様及び結果、過失の程度、組織的執行体制の不備も認められること等の要素を総合的に考慮の上、審査した。

懲戒処分の要否について審査した結果、地方公務員法に基づく懲戒処分ではなく、職務遂行能力の改善向上のために行う矯正措置としての「訓告」を実施するのが相当と判断し、関係した職員（37名（退職者12名を含む。））のうち６名（現職）に対して、過失の程度等に応じて文書又は口頭による「訓告」の措置を講じた。

第２章　再発防止のための教訓

前章第１節から第４節までに示したように、リスク発現の要因は事前の検討不足、関係者間のコミュニケーション不足、関係法令の理解不足、組織体制の脆弱さに分けられるが、これらは相互に関連している。

例えば、関係者間のコミュニケーション不足が関係法令の理解不足につながり、また、組織体制が脆弱だったために、事前の検討不足や関係法令の理解不足、コミュニケーション不足をカバーできず、その影響が直接、リスク発現に結び付く結果となったと考えられる。

また、第５節で示したように、特別な意図がなくても、このようなリスクは発現しうる。

ワシントンD.C.に職員を駐在させるという業務においては、その特殊性から、これらの要因がより直接的にリスク発現につながったと考えられる。

一方で、行政として対応すべき課題の複雑化、多様化、それに対応するための法制度の改正、スピード感が求められるといった環境を踏まえれば、前章第１節から第４節までで示した要因は業務の内容を問わず留意すべきものであり、庁内で共有する必要がある。

図表 16　リスク発現に至った要因

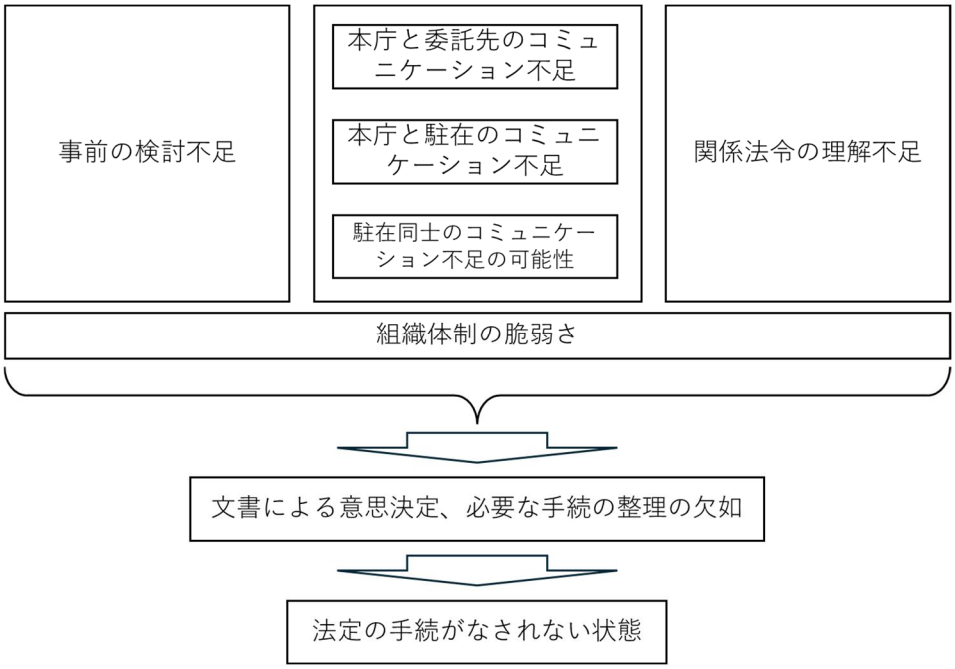

得られる教訓は、以下のとおりと考えられる。

１　前例の少ない新たな取組を行う際には、未知の課題やリスクがあることを意識し、積極的な情報収集、事前に十分な検討を行うこと。

２　管理者が業務の性質を適切に把握して、それに見合った職員配置を行い、組織体制を十分なものにすること。

３　委託先と十分なコミュニケーションを図り、委託業務として行われているものであっても、県が意思決定を行う必要が生じることを意識すること。

４　報告を含め、関係者間の十分なコミュニケーションを図ること。管理者は、コミュニケーションが不足している場合に、適切なコミュニケーションを促すこと。

５　担当業務の現状・課題を適切に整理し、それに関係しうる法令、制度について、積極的に関係部局に相談するなどして、把握に努める意識を持つこと。

６　文書管理規程第36条により、事案の処理は文書によることが原則とされていることを改めて認識すること。また、知事等への報告を含め、文書を適切に保存し、意思決定過程を検証できるようにする必要性を、職員が十分に意識すること。

おわりに

本報告書は、百条委員会や調査検証委員会、監査結果報告書の指摘を踏まえ、事実関係を説明した上で、法令の規定及び解釈を当てはめて、県の考え方を整理し、何が問題だったのか、なぜ問題が発生したのかを分析し、県として説明責任を果たせるよう心掛けて作成した。

結果的に、指摘とは異なる考え方を示す箇所もあるが、このような指摘を招いたこと自体を真摯に受け止める考えに変わりなく、また、忌憚のない指摘は貴重な糧になったと考えている。

また、第２編から第３編は、ワシントン駐在特有の論点となっているが、第４編で示したリスク発現の要因と教訓は、職員一人一人が業務内容や経験年数にかかわらず、自身の業務に置き換えて共有できるよう庁内の取組を進め、再発防止と公務に対する信頼回復に努めることとしている。

現在も議会においては、ワシントン駐在問題調査特別委員会を設置し、地方自治法第100条に基づく調査に取り組まれており、執行部としては今後も調査に協力し、真摯に対応することとしている。

引き続き、県政への御理解、御協力を賜りたい。

付録

付録では、調査検証委員会報告書における指摘や議会における指摘のうち、第３編で扱っていないものについて、Ｑ＆Ａ形式で事実関係及び県の対応状況等を報告します。

Ｑ１　ワシントンＤＣオフィス社はペーパー・カンパニーだったのですか。

Ｑ２　ワシントンＤＣオフィス社の銀行口座名義が不明というのは本当ですか。

Ｑ３　ワシントンＤＣオフィス社のＦＡＲＡ報告の添付資料に知事のサインがあるそうですが、知事は株式会社であることを知っていたのですか。

Ｑ４　アディショナル・ペイドイン・キャピタルとは何ですか。

Ｑ５　贈与や移転価格を含めた税法上の懸念が指摘されていることについて、県はどのように対応しましたか。

Ｑ６　ワシントンＤＣオフィス社のガバナンス及びコンプライアンスの問題が指摘されていることについて、どのように対応しましたか。

Ｑ１　ワシントンＤＣオフィス社はペーパー・カンパニーだったのですか。

（Ａ）

ペーパー・カンパニーを法的に定義しているものの一つとして、外国子会社合算税制の対象となる特定外国関係会社（租税特別措置法第66条の６）があります。

議会においては、ワシントンＤＣオフィス社が、国税庁が公開している「外国子会社合算税制に関するQ&A」に示すペーパー・カンパニーに当たるのではないかとの指摘がなされました。

このような指摘を受けて、ワシントンＤＣオフィス社が、外国子会社合算税制にいうペーパー・カンパニーに該当するかどうか那覇税務署に問い合わせたところ、「沖縄県は、ワシントンＤＣオフィス社を利用して税負担を軽減・回避しているという状況はないと思われるから、外国子会社合算税制を適用する理由がなく、したがってペーパー・カンパニーか否かを判断する必要はない」という主旨の回答がありました。

このような回答を踏まえ、県としては、少なくとも外国子会社合算税制上のペーパー・カンパニーには当たらないと考えております。

Ｑ２　ワシントンＤＣオフィス社の銀行口座名義が不明というのは本当ですか。

（Ａ）

ワシントンＤＣオフィス社の銀行口座は、Okinawa Prefecture DC Office, Inc.となっておりました。

議会においては、口座名義に代表者名が示されていないことについて、口座名義が不明であるとの指摘がなされましたが、米国においては、法人の口座であっても、代表者氏名が記されないのが一般的であると承知しております。

また、口座名に代表者を記すことはないものの、小切手等に署名する権限を有する人を、その署名とともに銀行に登録する必要があり、ワシントンＤＣオフィス社の場合は、ワシントン駐在職員を登録しておりました。

このため、銀行口座名義が不明との指摘は当たらないと考えております。

Ｑ３　ワシントンＤＣオフィス社のＦＡＲＡ報告の添付資料に知事のサインがあるそうですが、知事は株式会社であることを知っていたのですか。

（Ａ）

ＦＡＲＡに基づく登録を行っている者は、６か月ごとに、米国内での活動内容を司法省に報告する必要があります。その報告の際、配布した資料等も合わせて報告する必要があり、ワシントンＤＣオフィス社は、送付した書簡や資料を、添付して報告しました。

選挙に当選した連邦議会議員に対して知事が当選祝いの書簡を送る際、ワシントンＤＣオフィス社を経由して送っていたことから、ＦＡＲＡ報告の添付資料に知事の署名入りの書簡が表示されていたものです。

このため、ＦＡＲＡ報告の添付資料に知事の署名入りの書簡が含まれていたことと、知事のワシントンＤＣオフィス社の存在に関する認識は、関係のないものです。

もっとも、知事にワシントンＤＣオフィス社の設立を適切に報告できていなかったことは改善すべきであり、重く受け止めています。

Ｑ４　アディショナル・ペイドイン・キャピタルとは何ですか。

（Ａ）

アディショナル・ペイドイン・キャピタルは、株主が出資金を払い込んだ後、出資金とは別に、追加的に会社に提供する資金ですが、株主が一人の場合は、その資金に対しては、株式は発行されません（物理的な株券かどうかにかかわらず、株式自体発行されません）。

したがって、県がアディショナル・ペイドイン・キャピタルをワシントンＤＣオフィス社に払い込んでも、県が新たに権利を取得するものではないため、その払込みに伴って公有財産を取得するものではないと考えております。

なお、アディショナル・ペイドイン・キャピタルに相当する取扱いは日本にはなく、日本では株主が一人でも株式は発行されるものと承知しております。

Ｑ５　贈与や移転価格を含めた税法上の懸念が指摘されていることについて、県はどのように対応しましたか。

（Ａ）

租税負担を回避するために多国籍企業等が関連会社相互間で人為的に取引価格を設定することが移転価格操作と呼ばれております。

県とワシントンＤＣオフィス社との間の取引により、いずれかが租税負担を回避した事実はないため、移転価格操作については当たらないと考えております。

このため、特段の対応が必要とは考えておりません。

Ｑ６　ワシントンＤＣオフィス社のガバナンス及びコンプライアンスの問題が指摘されていることについて、どのように対応しましたか。

（Ａ）

ワシントンＤＣオフィス社については、調査検証委員会からは株主総会の議事録が存在しない年があること等の指摘が、監査委員からは総勘定元帳などの会計帳簿が作成されていない等の指摘がなされております。

本来、事前に十分な検討を行った上で、ワシントンＤＣオフィス社として必要な事務や事務処理体制を整理する必要があったものと考えております。

設立当時において、これらの整理がなされていなかったために、このような問題が生じたものと考えており、重く受け止めております。

また、会計帳簿は作成されておりませんが、銀行口座の入出金履歴をもとに損益計算書及び貸借対照表を作成し、地方自治法第243条の３第２項の規定に基づき、議会に報告いたしました。